

令和6年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| I | 人事委員会 | |
| 1 | 委員会の権限 | 1 |
| 2 | 委員会の構成 | 2 |
| 3 | 委員会の開催状況 | 2 |
| II | 人事委員会事務局 | |
| 1 | 組織及び職員の配置 | 10 |
| (1) | 組 織 | 10 |
| (2) | 職員の配置 | 10 |
| 2 | 事務分掌 | 11 |
| 3 | 公平委員会事務の受託団体 | 12 |
| III | 任用業務 | |
| 1 | 競争試験 | 13 |
| (1) | 採用試験 | 13 |
| ア | 試験実施概要 | 15 |
| イ | 試験実施結果 | 20 |
| 2 | 選 考 | 25 |
| (1) | 採用選考 | 25 |
| ア | 適用根拠規定状況 | 25 |
| イ | 職種別状況 | 26 |
| ウ | 公開選考試験実施結果 | 27 |
| IV | 給与業務 | |
| 1 | 職員の給与等に関する報告及び勧告 | 30 |
| (1) | 報 告 | 30 |
| ア | 職員給与等に関する報告 | 30 |
| イ | 人事管理に関する報告 | 41 |
| ウ | 勧告実施の要請 | 48 |
| (2) | 勧 告 | 49 |
| ア | 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例 の改正 | 49 |
| イ | 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正 | 50 |
| ウ | 改定の実施時期等 | 51 |
| 2 | 給与の支払監理の実施状況 | 53 |
| 3 | 給与関係規則等の制定及び改正の状況 | 53 |

V 公平審査等業務

| | | |
|-------|--|----|
| 1 | 公平審査事案の処理 | 55 |
| (1) | 不利益処分についての審査請求の審査 | 55 |
| ア | 県関係 | 55 |
| イ | 受託団体関係 | 55 |
| (2) | 勤務条件に関する措置要求の審査 | 55 |
| ア | 県関係 | 55 |
| イ | 受託団体関係 | 55 |
| (3) | 苦情処理に関する事項 | 55 |
| ア | 県関係 | 55 |
| イ | 受託団体関係 | 55 |
| (4) | 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査 | 56 |
| 2 | 職員団体等関係事務 | 56 |
| (1) | 職員団体の登録 | 56 |
| ア | 県関係 | 56 |
| イ | 受託団体関係 | 57 |
| (2) | 職員団体等の規約の認証 | 58 |
| (3) | 管理職員等の範囲の指定 | 58 |
| ア | 県関係 | 58 |
| イ | 受託団体関係 | 58 |
| 3 | 労働基準監督機関の職権行使 | 59 |
| (1) | 労働基準法別表第1による号別区分 | 59 |
| (2) | ボイラー及び第一種圧力容器の検査 | 60 |
| (3) | 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況 | 62 |
| 4 | 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況 | 62 |
| (参 考) | | |
| 1 | 歴代人事委員会委員と在任期間（令和7年4月1日現在） | 63 |
| 2 | 委員会の構成（令和7年4月1日現在） | 65 |
| 3 | 事務局職員名簿（令和7年4月1日現在） | 65 |

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

(2) 準立法的権限

法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

2 委員会の構成

| 職 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|--------------|--------|---------------------------|-------------------------|
| 委員長 | 丑久保 和彦 | 令和5年7月26日～ 令和9年7月25日 | 弁護士 |
| 委員長職務 代理者 | 中村 光男 | 令和3年7月8日～ 令和7年7月7日 | (元)島根県中小企業団体中央会 専務理事 |
| 委員 | 坂根 千歳 | 令和4年10月11日～ 令和8年10月10日 | (元)県立学校長 |

3 委員会の開催状況

| 回 | 年月日 | 議案 |
|--------|---------|---|
| 第1575回 | R6.4.11 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和6年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について 令和6年度島根県職員採用短大卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用選考試験の実施について 令和6年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の実施について 令和6年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の実施について 令和6年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和6年職種別民間給与実態調査付帯調査について 令和6年度採用試験における受験資格の見直しについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について 宿日直勤務の許可について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |

| 回 | 年月日 | 議案 |
|----------|-----------|---|
| 第 1576 回 | R6. 4. 23 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員（原子力）採用選考試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県警察官 B（大学卒）採用試験の実施について 令和 6 年度島根県警察官 B（高校卒業程度）採用試験の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年職種別民間給与実態調査付帯調査について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1577 回 | R6. 6. 13 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政 B（面接重視型））の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術 B）の合格者決定について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 条例案に対する意見について 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1578 回 | R6. 6. 28 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県警察官 A（大学卒）採用試験の合格者決定について 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 島根県職員（地区別）採用試験の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |

| 回 | 年月日 | 議 案 |
|----------|-----------|--|
| 第 1579 回 | R6. 7. 11 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 6 年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の合格者決定について 2. 令和 6 年度島根県職員採用高校卒業程度試験の実施について 3. 令和 6 年度島根県警察官 A（高校卒業程度）採用試験の実施について 4. 令和 6 年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について 5. 令和 6 年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験、島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の実施について 6. 令和 6 年度島根県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考試験の実施について 7. 採用試験合否判定要領の改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験（試験区分：一般事務（知的障がい者））の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1580 回 | R6. 7. 16 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 6 年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について 2. 令和 6 年度島根県職員（地区別）採用試験の実施について 3. 令和 6 年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の実施について 4. 令和 6 年度島根県職員採用高校卒業程度試験の実施における採用予定人数の変更について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1581 回 | R6. 8. 19 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 令和 6 年度島根県職員（資格免許職）採用試験の合格者決定について 3. 令和 6 年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の合格者決定について 4. 令和 6 年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の合格者決定について 5. 採用試験合否判定要領の改正について 6. 令和 6 年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 7. 令和 6 年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について |

| 回 | 年月日 | 議 案 |
|----------|-----------|--|
| | | <p>協議事項</p> <p>1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>2. 人事院勧告・報告について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |
| 第 1582 回 | R6. 8. 30 | <p>協議事項</p> <p>1. 島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験（試験区分：総合土木）の見直しについて</p> <p>2. 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |
| 第 1583 回 | R6. 9. 6 | <p>付議事項</p> <p>1. 採用試験合否判定要領の改正について</p> <p>2. 令和6年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について</p> <p>3. 令和6年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第2回）の実施について</p> <p>4. 令和6年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 労働死傷病報告に係る再発防止の取組状況について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |
| 第 1584 回 | R6. 9. 13 | <p>協議事項</p> <p>1. 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2. 通勤手当の改定等について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |

| 回 | 年月日 | 議案 |
|----------|------------|---|
| 第 1585 回 | R6. 9. 19 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県警察官 B（大学卒）採用試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県警察官 B（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1586 回 | R6. 9. 27 | <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正等について 職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1587 回 | R6. 10. 2 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1588 回 | R6. 10. 8 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験、島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第 2 回）の実施について 令和 6 年度島根県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考試験（第 2 回）の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1589 回 | R6. 10. 31 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員（薬剤師）採用個別選考試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第 3 回）の実施について |

| 回 | 年月日 | 議 案 |
|--------|----------|---|
| | | <p>3. 令和6年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の実施について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 令和6年（審）第1号事案の準備手続について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |
| 第1590回 | R6.11.21 | <p>付議事項</p> <p>1. 令和6年度島根県職員採用高校卒業程度試験の合格者決定について</p> <p>2. 令和6年度島根県警察官A（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について</p> <p>3. 令和6年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>4. 令和6年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>5. 条例案に対する意見について</p> <p>6. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>7. 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 教育委員会規則の一部改正について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |
| 第1591回 | R6.12.5 | <p>付議事項</p> <p>1. 令和6年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第2回）の合格者決定について</p> <p>2. 令和6年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 令和6年（審）第1号事案にかかる当事者本人尋問について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 解雇予告の除外認定について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p> |

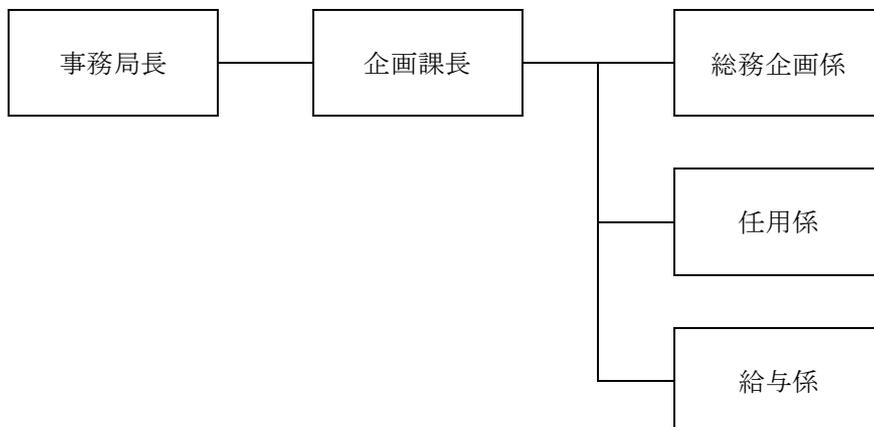
| 回 | 年月日 | 議 案 |
|----------|------------|---|
| 第 1592 回 | R6. 12. 12 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員（地区別）採用試験の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の合格者決定について 令和 6 年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 職員の任用に関する細則の一部改正について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1593 回 | R6. 12. 19 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第 2 回）の合格者決定について 令和 6 年度島根県警察官（ヘリコプター操縦士）採用選考試験（第 2 回）の合格者決定について 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 採用試験の見直しについて <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1594 回 | R7. 1. 23 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 6 年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第 3 回）の合格者決定について 令和 6 年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の合格者決定について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 7 年度職員採用試験の実施予定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1595 回 | R7. 2. 7 | <p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 条例に対する意見について |

| 回 | 年月日 | 議 案 |
|----------|-----------|---|
| | | 報告事項 1. 令和6年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1596 回 | R7. 2. 19 | 付議事項 1. 令和7年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（面接重視型））の実施について 2. 令和7年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）の実施について 3. 令和7年度島根県警察官A（大学卒）採用試験の実施について 4. 職員の採用選考について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1597 回 | R7. 3. 10 | 付議事項 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 勤務延長の期限の延長について 3. 職員の任用に関する権限を委任する規則の一部改正について 4. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 6. 宿日直許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |
| 第 1598 回 | R7. 3. 24 | 付議事項 1. 令和6年（審）第1号事案の裁決について 2. 職員の採用選考について 3. 人事委員会規則（処務関係）の一部改正について 4. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について（アップデート関連） 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について（組織改正） 6. 人事委員会規則（会計年度報酬等規則）の一部改正について 7. 教育委員会規則の一部改正について 8. 採用試験合否判定要領の改正について 報告事項 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について |

Ⅱ 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組織



(2) 職員の配置

(単位：人)

| 区 分 | 職 名 | | | | | | | 計 |
|---------|-----|----|----------|----|----|----------|----|----|
| | 局長 | 課長 | 課長 補佐 | 係長 | 主任 | 主任 主事 | 主事 | |
| 事 務 局 長 | 1 | | | | | | | 1 |
| 企 画 課 長 | | 1 | | | | | | 1 |
| 総務企画係 | | | 1 | | 1 | 1 | | 3 |
| 任 用 係 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 給 与 係 | | | 1 | | 2 | | 1 | 4 |
| 計 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 2 | 2 | 13 |

(令和6年4月1日現在)

2 事務分掌

企画課

(総務企画係)

1. 人事委員会の議事に関する事。
2. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関する事。
3. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
4. 不利益処分についての審査請求の審査に関する事。
5. 職員からの苦情相談に関する事。
6. 退職管理に関する事。
7. 分限、懲戒及び処分に関する事。
8. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関する事。
9. 文書管理及び公印の管守に関する事。
10. 予算、経理その他庶務事務に関する事。

(任用係)

1. 任用制度に関する事。
2. 採用試験に関する事。
3. 選考に関する事。

(給与係)

1. 給与制度に関する事。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。
3. 給与の支払監理に関する事。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関する事。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。

3 公平委員会事務の受託団体

令和6年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

| 町 村 名 | 職 員 数 | 受託年月日 | 町 村 名 | 職 員 数 | 受託年月日 |
|---------|-------|------------|-----------|--------|------------|
| 奥 出 雲 町 | 254 | H17. 3. 31 | 吉 賀 町 | 102 | H17. 10. 1 |
| 飯 南 町 | 147 | H17. 1. 1 | 海 士 町 | 84 | S41. 4. 1 |
| 川 本 町 | 64 | S41. 4. 1 | 西 ノ 島 町 | 72 | S41. 4. 1 |
| 美 郷 町 | 94 | H16. 10. 1 | 知 夫 村 | 36 | S41. 4. 1 |
| 邑 南 町 | 205 | H16. 10. 1 | 隠 岐 の 島 町 | 269 | H16. 10. 1 |
| 津 和 野 町 | 127 | H17. 9. 25 | 計 | 1, 454 | |

○ 一部事務組合等

| 一部事務組合等名 | 事務所の所在地 | 職 員 数 | 受託年月日 |
|----------------|------------------------|-------|------------|
| 鹿足郡養護老人ホーム組合 | 吉賀町六日市263 | 10 | S47. 4. 1 |
| 鹿 足 郡 事 務 組 合 | 津和野町滝元668 | 19 | S47. 11. 1 |
| 島 前 町 村 組 合 | 西ノ島町美田2071-1 | 42 | S52. 4. 1 |
| 雲南市・飯南町事務組合 | 雲南市掛合町掛合1261-3 | 2 | S59. 4. 1 |
| 鹿足郡不燃物処理組合 | 吉賀町六日市幸地1319 | 27 | S60. 7. 1 |
| 島根県市町村総合事務組合 | 松江市殿町8-3 市町村振興センター内 | 8 | H5. 4. 1 |
| 邑智郡公立病院組合 | 邑南町中野3848-2 公立邑智病院内 | 132 | H5. 8. 1 |
| 邑智郡総合事務組合 | 川本町大字川本332-15 | 20 | H6. 8. 1 |
| 雲南広域連合 | 雲南市木次町里方1100-6 | 126 | H11. 10. 1 |
| 隠岐広域連合 | 隠岐の島町都万2016 | 252 | H11. 10. 1 |
| 島根県後期高齢者医療広域連合 | 松江市殿町8-3 市町村振興センター内 | 18 | H19. 4. 1 |
| 計 | | 656 | |

※職員数は、令和6年地方公務員給与実態調査等による。

Ⅲ 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和 56 年度まで実施していた級別(上級、中級、初級職)試験制度を改め、昭和 57 年度からは、程度別(大学卒業程度、高校卒業程度)試験を採用しており、令和 6 年度からは短大卒業程度を新設した。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和 59 年度から資格免許職試験として実施している。

平成 4 年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成 6 年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置(東京:平成 3 年度～・大阪:平成 4 年度～)や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行ってきている。

平成 19 年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官(武道)採用試験を新たに実施し、平成 20 年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成 22 年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1 次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成 25 年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を 40 題から 20 題に減らし、試験時間を 120 分から 90 分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第 2 次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成 28 年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を 32 歳から 29 歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25 歳～35 歳」から「30 歳～37 歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己 PR 型個別面接試験を導入し、平成 29 年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33 歳～37 歳」から「33 歳～40 歳」に変更した。平成 30 年度は、9 月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り 6 月に実施、また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

令和元年度は、大学卒業程度試験「行政」区分について第 2 次試験で討論型個別面接を廃止、集団討論を復活させた。また、高校卒業程度試験「総合土木」では受験者確保のため 6 月に試験実施する A 日程を追加した。経験者採用試験については浜田会場を廃止し、広島会場を追加した。

令和 2 年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程度採用試験(行政 B(自己アピール型))の実施を開始した。また、高校卒業程度試験に「建築」を追加し、資格免許職試験「司書」の受験資格の年齢上限を 27 歳から 29 歳に変更した。経験者採用試験については、就職氷河

期世代支援対策として、国の集中取組期間である令和4年度試験まで、「行政」の受験対象年齢を就職氷河期世代全ての者が受験可能になるよう引き上げた(令和2年度の上限は50歳)。また、経験者採用試験の松江会場を廃止した。

令和3年度は、大学卒業程度採用試験(行政A)の専門試験の内容について、「55題から20題の選択回答」から「40題必須回答」に変更するとともに、出題分野、1次試験の配点も変更した。また、9月の資格免許職試験で実施していた臨床検査技師の実施時期の早期化を図り、6月に実施した。

令和4年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程度試験(技術B)の実施を開始した。また、大学卒業程度試験「農業」と「畜産」を1つの試験区分「農学(農業・畜産)」とした。さらに、受験者を確保するために、大学卒業程度試験の「4月実施」と「6月実施」の併願を可能とした。高校卒業程度試験(B日程)では、新たに「機械」と「電気」を追加した。

令和6年度は、受験対象年齢が「20～21歳」の短大卒業程度試験を新設したことに伴い、同試験で実施される職種の高校卒業程度試験における受験対象年齢を「18～21歳」から「18～19歳」に変更すると共に、高校卒業程度試験の「A日程」を廃止した。地区別採用試験では1次試験の教養試験を廃止しテストセンター方式で受検可能なSCOAを導入すると共に、作文試験を2次試験種目に変更したため、1次試験は特定の試験会場を設けずに実施した。また、警察官採用試験の受験資格の年齢上限を33歳から35歳に引き上げると共に、教養試験がない警察官B試験を大学卒と高校卒業程度で新たに実施し、警察官B(高校卒業程度)採用試験については、高等学校在学中の者は受験対象外とした。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験(4月・6月・11月・1月実施)では19区分で実施し、採用予定数は141人と前年を上回ったが、受験者数は前年を下回った。短大卒程度試験と高校卒業程度試験では11区分で実施し、採用予定者数は40人と前年を上回ったが、受験者数は前年を下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験(2区分)、経験者採用試験、地区別採用試験及び警察官採用試験を実施した。

ア 試験実施概要

| 試験の種類 | 試験区分 | 受験資格 | 試験日程 | | | 試験内容 | |
|----------|---|---|---------------------------|----------------------------|--------------------------|--|-----------------------------------|
| | | | 受付期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 大学卒業程度試験 | 行政B(面接重視型) | 平成 7(1995)年 4 月 2 日から平成 15(2003)年 4 月 1 日までに生まれた者若しくは平成 15(2003)年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和 7(2025)年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 | 3 月 1 日から 3 月 25 日まで | 4 月 14 日 | 5 月 18 日から 5 月 24 日まで | SPI3 基礎能力試験 択一式 70 分 性格検査 自己アピールシート 試験 | 人物試験 自己 PR 型面接 個別面接 集団討論 |
| | 農学(農業・畜産)B・林業B・総合土木B・保健師B・電気B | [総合土木B] 平成 7(1995)年 4 月 2 日から平成 15(2003)年 4 月 1 日までに生まれた者若しくは平成 15(2003)年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和 7(2025)年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 | 同上 | 同上 | 5 月 25 日から 5 月 26 日まで | SPI3 基礎能力試験 択一式 70 分 性格検査 | 人物試験 個別面接 専門口述試験 論文試験 |
| | 化学B・保健師B・農学(農業・畜産)B・林業B・総合土木B・建築B・電気B・少年補導B | 15(2003)年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和 7(2025)年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 [総合土木B以外] 平成 4(1992)年 4 月 2 日から平成 15(2003)年 4 月 1 日までに生まれた者若しくは平成 15(2003)年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和 7(2025)年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 | 9 月 13 日から 10 月 18 日まで | 11 月 16 日から 11 月 17 日まで | — | SPI3 基礎能力試験 択一式 70 分 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査 | — |

| 試験の種類 | 試験区分 | 受験資格 | 試験日程 | | | 試験内容 | |
|----------|---|---|----------------------|--------------------|--------------------|---|---|
| | | | 受付期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 大学卒業程度試験 | 行政A・化学・心理・児童福祉・保健師A・食品衛生・管理栄養士・農学(農業・畜産)A・林業A・水産・総合土木A・建築・機械・電気A・埋蔵文化財保護・警察事務・警察化学・少年補導 | [行政A・総合土木A] 平成7(1995)年4月2日から平成15(2003)年4月1日までに生まれた者若しくは平成15(2003)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和7(2025)年3月31日までに卒業見込みの者 [行政A・総合土木Aを除く試験区分] 平成4(1992)年4月2日から平成15(2003)年4月1日までに生まれた者若しくは平成15(2003)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和7(2025)年3月31日までに卒業見込みの者 | 4月19日から 5月17日まで | 6月16日 | 7月20日から 7月24日まで | 教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 48問から40問 自由選択120分 (総合土木A) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (農学A・警察事務) 択一式及び 記述式120分 (埋蔵文化財保護) 性格検査 | 人物試験 個別面接 集団討論 (行政Aのみ) 論文試験 筆記実技試験 (建築のみ) |
| | 精神保健福祉士 | 7(2025)年3月31日までに卒業見込みの者 | 9月13日から 10月18日まで | ※実施なし | — | 教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 | — |
| | 精神保健福祉士・埋蔵文化財保護 | 7(2025)年3月31日までに卒業見込みの者 | 11月22日から 12月19日まで | 1月11日から 1月12日まで | — | 教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (精神保健福祉士) 択一式及び 記述式120分 (埋蔵文化財保護) 論文試験 人物試験 個別面接 適性検査 | — |

| 試験の種類 | 試験区分 | 受験資格 | 試験日程 | | | 試験内容 | |
|----------|---|---|----------------|--------|------------------|--|-------------------------|
| | | | 受付期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 短大卒業程度試験 | 総合土木・電気 | 平成15年(2003)年4月2日から平成17年(2005)年4月1日までに生まれた者 | 4月19日から5月17日まで | 6月16日 | ※実施なし | 教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 35問140分 (総合土木) 五肢択一式 30問120分 (電気) 性格検査 | 人物試験 個別面接 作文試験 |
| 高校卒業程度試験 | 一般事務・総合土木・建築・機械・電気・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・学校事務B(隠岐)・警察事務 | [学校事務A] 平成7(1995)年4月2日から平成15(2003)年4月1日までに生まれた者 [一般事務・学校事務B・警察事務] 平成15(2003)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた者 [総合土木・建築・機械・電気] 平成17(2005)年4月2日から平成19年(2007)年4月1日までに生まれた者 | 7月31日から8月30日まで | 9月29日 | 10月28日から10月30日まで | 教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建築・機械・電気) 性格検査 | 人物試験 個別面接 作文試験 |
| 資格免許職試験 | 臨床検査技師 | 平成8(1996)年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む) | 4月19日から5月17日まで | 6月16日 | 7月24日 | 教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 性格検査 | 人物試験 個別面接 作文試験 |
| | 診療放射線技師 | 平成8(1996)年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む) | | | | | |
| 経験者採用試験 | 行政 | 昭和45(1970)年4月2日から平成7(1995)年4月1日までに生まれた者 | 7月31日から9月20日まで | 10月20日 | 11月30日から12月2日まで | 教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピールシート試験 性格検査 | 人物試験 自己PR型面接 個別面接 |

| 試験の種類 | 試験区分 | 受験資格 | 試験日程 | | | 試験内容 | |
|----------------|-----------------------|--|----------------|---------------------------|----------------|--|--|
| | | | 受付期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 地区別採用試験 | 一般事務(石見地区)・一般事務(隠岐地区) | 平成元(1989)年4月2日から平成15(2003)年4月1日までに生まれた者 | 7月31日から9月20日まで | 10月4日から10月21日のうち受験者が選択する日 | 11月24日 | SCOA 基礎能力試験 択一式 60分 適性検査 | 人物試験 個別面接 作文試験 |
| 警察官A(大学卒)試験 | 10月採用男性・10月採用女性 | 昭和63(1988)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む) | 3月4日から4月12日まで | 5月12日 | 6月9日から6月10日まで | 教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 特技加点 | 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 |
| | 4月採用男性・4月採用女性・武道 | [男性・女性] 平成元(1989)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のア及びビに該当する者 ア 平成10(1998)年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者 | | | | 教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く) | 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道) |
| 警察官B(大学卒)試験 | 男性・女性 | [男性・女性] 平成元(1989)年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) | 5月20日から6月19日まで | 7月14日 | 8月27日から8月28日まで | SPI3 基礎能力試験 択一式 70分 身体検査 体力検査 特技加点 | 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 |
| 警察官B(高校卒業程度)試験 | 男性・女性 | [男性・女性] 平成元(1989)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)又は学校教育法による高等学校在学中の者を除く) | 同上 | 同上 | 同上 | SPI3 基礎能力試験 択一式 70分 身体検査 体力検査 特技加点 | 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 |

| 試験の種類 | 試験区分 | 受験資格 | 試験日程 | | | 試験内容 | |
|----------------|----------|---|----------------|-------|----------------|---|---|
| | | | 受付期間 | 第1次試験 | 第2次試験 | 第1次試験 | 第2次試験 |
| 警察官A(高校卒業程度)試験 | 男性・女性・武道 | <p>[男性・女性] 平成元(1989)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く)</p> <p>[武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成10(1998)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、令和7(2025)年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p> | 7月31日から8月30日まで | 9月22日 | 11月5日から11月6日まで | <p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加 点 (武道を除く)</p> | <p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)</p> |

イ 試験実施結果

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|------|---------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| | 行政 (面接重視型) | 25 | 230 | 194 | 84.3% | 87 | 79 | 47 | 24.2% | 4.1 | 30 |
| | 農学 | 12 | 31 | 27 | 87.1% | 27 | 26 | 21 | 77.8% | 1.3 | 11 |
| | 林業 | 5 | 10 | 8 | 80.0% | 8 | 7 | 6 | 75.0% | 1.3 | 3 |
| | 総合土木 | 15 | 18 | 16 | 88.9% | 16 | 14 | 13 | 81.3% | 1.2 | 8 |
| | 保健師 | 1 | 7 | 7 | 100.0% | 4 | 4 | 2 | 28.6% | 3.5 | 2 |
| | 電気 | 1 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 2.0 | 0 |
| | 行政 | 33 | 110 | 52 | 47.3% | 51 | 48 | 34 | 65.4% | 1.5 | 26 |
| | 化学 | 3 | 2 | 2 | 100.0% | 2 | 2 | 2 | 100.0% | 1.0 | 2 |
| | 心理 | 3 | 7 | 6 | 85.7% | 5 | 5 | 3 | 50.0% | 2.0 | 3 |
| | 児童福祉 | 2 | 5 | 2 | 40.0% | 2 | 2 | 2 | 100.0% | 1.0 | 2 |
| | 保健師 | 2 | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 1 | 0 | 0.0% | | |
| | 食品衛生 | 1 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 1 | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 |
| | 管理栄養士 | 1 | 11 | 6 | 54.5% | 4 | 4 | 1 | 16.7% | 6.0 | 1 |
| | 農学 | 6 | 17 | 4 | 23.5% | 4 | 4 | 2 | 50.0% | 2.0 | 2 |
| | 林業 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| | 水産 | 1 | 5 | 2 | 40.0% | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 |
| | 総合土木 | 5 | 10 | 2 | 20.0% | 1 | 1 | 1 | 50.0% | 2.0 | 0 |
| | 建築 | 2 | 4 | 3 | 75.0% | 3 | 3 | 2 | 66.7% | 1.5 | 1 |

大 学 卒 業 程 度 試 験

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数 R7.5.1現在 | |
|----------|--------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------------|-----|
| 大学卒業程度試験 | 機械 | 1 | 2 | 2 | 100.0% | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 | |
| | 電気A | 4 | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 4 | 3 | 75.0% | 1.3 | 3 | |
| | 埋蔵文化財保護 | 2 | 10 | 7 | 70.0% | 4 | 4 | 2 | 28.6% | 3.5 | 1 | |
| | 警察事務 | 8 | 14 | 10 | 71.4% | 7 | 7 | 6 | 60.0% | 1.7 | 4 | |
| | 警察化学 | 1 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 3 | 1 | 25.0% | 4.0 | 1 | |
| | 少年補導 | 3 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 2 | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 | |
| | 精神保健福祉士 (11月実施) | 1 | 0 | | | | 第2次試験なし | | | | | |
| | 化学B (11月実施) | 3 | 2 | 1 | 50.0% | | 第2次試験なし | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | |
| | 保健師B (11月実施) | 2 | 3 | 2 | 66.7% | | 第2次試験なし | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 | |
| | 農学B (11月実施) | 6 | 8 | 4 | 50.0% | | 第2次試験なし | 4 | 100.0% | 1.0 | 4 | |
| | 林業B (11月実施) | 7 | 1 | 1 | 100.0% | | 第2次試験なし | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | |
| | 総合土木B (11月実施) | 4 | 2 | 1 | 50.0% | | 第2次試験なし | 1 | 100.0% | 1.0 | 0 | |
| | 建築B (11月実施) | 2 | 2 | 2 | 100.0% | | 第2次試験なし | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 | |
| | 電気B (11月実施) | 5 | 5 | 5 | 100.0% | | 第2次試験なし | 3 | 60.0% | 1.7 | 3 | |
| | 少年補導B (11月実施) | 1 | 4 | 3 | 75.0% | | 第2次試験なし | 1 | 33.3% | 3.0 | 1 | |
| | 精神保健福祉士 (11月実施) | 1 | 2 | 1 | 50.0% | | 第2次試験なし | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | |
| | 埋蔵文化財保護 (11月実施) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | | 第2次試験なし | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | |
| | 合計 | | 173 | 549 | 387 | 70.5% | 242 | 227 | 169 | 43.7% | 2.3 | 119 |

行政B(面接重視型)及び技術Bを除く試験区分・・・第1次試験:6月16日 第2次試験:7月20日～24日
 行政B(面接重視型)・・・第1次試験:4月14日 第2次試験:5月18日～24日
 技術B・・・第1次試験:4月14日 第2次試験:5月25日～26日
 11月実施試験:11月16日～17日(第2次試験なし)
 1月実施試験:1月11日～12日(第2次試験なし)

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|----------|------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 短大卒業程度試験 | 総合土木 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| | 電気 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 0 | | | | | |
| | 合計 | 4 | 1 | 100.0% | 1 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |

6月実施試験 第1次試験:6月16日

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|----------|-----------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 高校卒業程度試験 | 一般事務 | 5 | 34 | 32 | 94.1% | 26 | 25 | 14 | 43.8% | 2.3 | 11 |
| | 総合土木 | 15 | 18 | 18 | 100.0% | 15 | 11 | 10 | 55.6% | 1.8 | 6 |
| | 建築 | 1 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 2 | 66.7% | 1.5 | 0 |
| | 機械 | 1 | 0 | | | | | | | | |
| | 電気 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| | 学校事務A (出雲地区) | 1 | 12 | 9 | 75.0% | 6 | 6 | 3 | 33.3% | 3.0 | 3 |
| | 学校事務A (石見地区) | 1 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 3 | 100.0% | 1.0 | 3 |
| | 学校事務B (出雲地区) | 2 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 2 | 66.7% | 1.5 | 0 |
| | 学校事務B (石見地区) | 2 | 2 | 2 | 100.0% | 2 | 1 | 0 | 0.0% | | |
| | 学校事務B (隠岐地区) | 1 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 1 | 33.3% | 3.0 | 1 |
| | 警察事務 | 4 | 21 | 18 | 85.7% | 17 | 17 | 10 | 55.6% | 1.8 | 5 |
| | 合計 | | 36 | 99 | 91.9% | 78 | 72 | 45 | 49.5% | 2.0 | 29 |

9月実施試験 第1次試験:9月29日 第2次試験:10月28日~10月30日

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|-------|-------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 資格免許職 | 臨床検査技師 (6月実施) | 2 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 3 | 100.0% | 1.0 | 2 |
| | 診療放射線技師 (6月実施) | 2 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 |
| | 合計 | 4 | 6 | 6 | 100.0% | 6 | 6 | 5 | 83.3% | 1.2 | 4 |

6月実施試験 第1次試験:6月16日 第2次試験 7月24日

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|------|------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 経験者 | 行政 | 7 | 126 | 85 | 67.5% | 43 | 37 | 14 | 16.5% | 6.1 | 11 |
| | 合計 | 7 | 126 | 85 | 67.5% | 43 | 37 | 14 | 16.5% | 6.1 | 11 |

第1次試験:10月20日 第2次試験:11月30日～12月2日

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 |
|------|----------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 地区別 | 一般事務 (石見地区) | 1 | 12 | 8 | 66.7% | 5 | 5 | 2 | 25.0% | 4.0 | 2 |
| | 一般事務 (隠岐地区) | 1 | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 4 | 2 | 50.0% | 2.0 | 2 |
| | 合計 | 2 | 16 | 12 | 75.0% | 9 | 9 | 4 | 33.3% | 3.0 | 4 |

第1次試験:10月4日～21日のうち受験者が選択する日 第2次試験:11月24日

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 | |
|------|--------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|--------------|----|
| 警察官 | A 大学卒 (武道) | 1 | 4 | 4 | 100.0% | 3 | 2 | 1 | 25.0% | 4.0 | 1 | |
| | A 大学卒 (10月採用男性) | 5 | 11 | 5 | 45.5% | 4 | 4 | 2 | 40.0% | 2.5 | 0 | |
| | A 大学卒 (10月採用女性) | 3 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | |
| | A 大学卒 (4月採用男性) | 27 | 62 | 42 | 67.7% | 38 | 37 | 30 | 71.4% | 1.4 | 20 | |
| | A 大学卒 (4月採用女性) | 7 | 17 | 10 | 58.8% | 10 | 10 | 8 | 80.0% | 1.3 | 3 | |
| | B 大学卒 (男性) | 5 | 58 | 17 | 29.3% | 12 | 7 | 4 | 23.5% | 4.3 | 0 | |
| | B 大学卒 (女性) | 3 | 16 | 9 | 56.3% | 6 | 3 | 2 | 22.2% | 4.5 | 1 | |
| | B 高校卒業程度 (男性) | 4 | 54 | 35 | 64.8% | 30 | 23 | 14 | 40.0% | 2.5 | 9 | |
| | B 高校卒業程度 (女性) | 2 | 5 | 3 | 60.0% | 3 | 2 | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 | |
| | A 高校卒業程度 (武道) | 1 | 3 | 2 | 66.7% | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 2.0 | 1 | |
| | A 高校卒業程度 (男性) | 18 | 58 | 46 | 79.3% | 40 | 38 | 22 | 47.8% | 2.1 | 19 | |
| | A 高校卒業程度 (女性) | 5 | 15 | 15 | 100.0% | 14 | 14 | 11 | 73.3% | 1.4 | 7 | |
| | 合 計 | | 81 | 305 | 189 | 62.0% | 163 | 143 | 98 | 51.9% | 1.9 | 64 |

A大学卒・・・第1次試験：5月12日 第2次試験：6月9日～10日
B大学卒・・・第1次試験：7月14日 第2次試験：8月27日～28日
B高校卒業程度・・・第1次試験：7月14日 第2次試験：8月27日～8月28日
A高校卒業程度・・・第1次試験：9月22日 第2次試験：11月5日～11月6日

2 選考

職員の採用選考の状況は、(1)のとおりである。

(1)採用選考

ア 適用根拠規定状況

| 規定 | | 部局 | | | | | 計 |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|-----------|----------|------------|------------|-------------|
| | | 知事部局 | 病院局 | 教育委員会 | 警察本部 | 委員会等 | |
| 職員の任用に関する規則 | 第1条 | 細則第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上) | 29 (6) | 1 (1) | 2 (1) | 22 (22) | 54 (30) |
| | 第4条 | 細則第7条第3号 (海事職) | 2 | | 1 | 1 | 4 |
| | 第1条 | 規則第7条第4号 (研究職の2級以上) | 4 | | 1 | | 5 |
| | 第1号 | 規則第7条第5号～7号、9～11号(医療職) | 12 (2) | 59 | | | 71 (2) |
| | 第14条第3号 | (他の地方公共団体又は国の在職者) | 1 (1) | | | 3 (3) | 4 (4) |
| | 第14条第4号 | (かつて職員であった者) | | | | | 0 |
| | 第14条第5号・9号 | (競争試験を行うことが不適当な職) | 6 | | | 1 | 7 |
| | 第14条第8号 | (任命権者に委任) | | | | | 0 |
| | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条 | | 8 | | | | 8 |
| | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条 | | | | | | 0 |
| 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条 | | | | | | 0 | |
| 合 計 | | 62 (9) | 60 (1) | 4 (1) | 27 (25) | 0 | 153 (36) |

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

| 職種 | | 部局 | | | | | 計 |
|--------|---------------------|------|-----|-------|------|------|-----|
| | | 知事部局 | 病院局 | 教育委員会 | 警察本部 | 委員会等 | |
| 行政職 | 部・次長級 | | | | | | 0 |
| | 課長級 | 3 | | | 1 | | 4 |
| | 課長補佐級 | 1 | | | | | 1 |
| | 係長・主幹級 | 1 | | 1 | | | 2 |
| | 主任・主任主事・主任技師・主事・技師級 | 31 | 5 | 1 | 2 | | 39 |
| | 計 | 36 | 5 | 2 | 3 | 0 | 46 |
| 公安職 | 警視 | | | | 2 | | 2 |
| | 警部・警部補級 | | | | 19 | | 19 |
| | 巡査部長 | | | | 2 | | 2 |
| | 巡査長・巡査 | | | | | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 23 | 0 | 23 |
| 海事職 | | 2 | | 1 | 1 | | 4 |
| 研究職 | 学芸員 | 2 | | | | | 2 |
| | 研究員 | 2 | | 1 | | | 3 |
| 医療職(一) | 医師 | 9 | | | | | 9 |
| 医療職(二) | | 2 | 12 | | | | 14 |
| 医療職(三) | | 1 | 43 | | | | 44 |
| 任期付職員 | | 8 | | | | | 8 |
| 合計 | | 62 | 60 | 4 | 27 | 0 | 153 |

ウ 公開選考試験実施結果(ア及びイの一部)

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数R7.5.1現在 | 試験日 |
|------------------|----------------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------------------|-----|
| | | | | | | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験合格者数(C) | | | | | | |
| 選 考 試 験 | 原子力 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 4/6 | |
| | 獣医師 | 11 | 3 | 3 | 100.0% | 第2次試験なし | | 3 | 100.0% | 1.0 | 1 | 6/23 | |
| | 薬剤師 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 6/23 | |
| | 学芸員 (浮世絵) | 1 | 4 | 3 | 75.0% | 3 | 3 | 1 | 33.3% | 3.0 | 1 | 1次:6/16 2次:7/25 | |
| | 学芸員 (写真史) | 1 | 6 | 3 | 50.0% | 3 | 3 | 1 | 33.3% | 3.0 | 1 | 1次:6/16 2次:7/25 | |
| | 文化財研究員 (日本民俗学) | 1 | 7 | 4 | 57.1% | 4 | 3 | 1 | 25.0% | 4.0 | 1 | 1次:6/16 2次:7/25 | |
| | 島根創生推進幹事 (行政) | 7 | 62 | 44 | 71.0% | 37 | 34 | 16 | 36.4% | 2.8 | 15 | 1次:10/20 2次:11/23~25 | |
| | ヘリコプター操縦士 | 1 | 2 | 0 | 0.0% | 第2次試験なし | | | | | | 9/22 | |
| | 船舶乗組員 (機関) | 1 | 2 | 2 | 100.0% | 第2次試験なし | | 2 | 100.0% | 1.0 | 2 | 9/29 | |
| | 水産練習船乗組員 (機関) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 0 | 9/29 | |
| | 警備艇乗組員 | 1 | 12 | 9 | 75.0% | 第2次試験なし | | 2 | 22.2% | 4.5 | 1 | 9/29~30 | |
| | 鳥獣対策 | 2 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 1次:9/29 2次:10/28 | |
| | 職業訓練指導員 (事務フック科) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 0 | 0.0% | | | 11/3 | |
| | 障がい者対象 一般事務 (身体障がい者) | 2 | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 | 1次:11/3 2次:11/27 | |

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数 | 試験日 | |
|------|------------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------|--------------------------|--|
| 選考試験 | 障がい者対象 一般事務(知の障がい者) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 1次:11/3 2次:11/27~12/3 | |
| | 障がい者対象 一般事務(精神障がい者) | 1 | 7 | 7 | 100.0% | 6 | 6 | 1 | 14.3% | 7.0 | 1 | 1次:11/3 2次:11/27 | |
| | 障がい者対象 学校事務 | 1 | 2 | 1 | 50.0% | 0 | | | | | | 1次:11/3 2次:11/27 | |
| | 障がい者対象 警察事務 | 2 | 5 | 5 | 100.0% | 3 | 2 | 1 | 20.0% | 5.0 | 1 | 1次:11/3 2次:11/27 | |
| | IT・カーン型試験者 総合土木 | 3 | 2 | 2 | 100.0% | 第2次試験なし | | 2 | 100.0% | 1.0 | 1 | 11/16 | |
| | 水産練習船乗組員 (航海) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 12/8 | |
| | ヘルプーター操縦士 (第2回) | 1 | 2 | 1 | 50.0% | 第2次試験なし | | 0 | 0.0% | | | 12/8 | |
| | あさひ診療所 経験者看護師 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | R7/1/12 | |
| | 合計 | | 43 | 128 | 95 | 74.2% | 61 | 56 | 39 | 41.1% | 2.4 | 33 | |

| 試験種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 受験申込者数(A) | 受験者数(B) | 受験率(B)/(A) | 第1次試験合格者数(C) | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数(D) | 最終合格率(D)/(B) | 最終倍率(B)/(D) | 採用者数 | 試験日 | |
|------------|-----------------------------|--------|-----------|---------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------|-----------------------|--|
| 選考試験(知事部局) | 研究員 (応用化学分野) | 1 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 2 | 2 | 100.0% | 1.0 | 1 | 1次:6/16~17 2次:7/26 | |
| | 研究員 (機械・金属分野) | 1 | 1 | 0 | 0.0% | | | | | | | | |
| | 研究員 (木質材料分野) | 1 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 中山間地域 研究員 | 1 | 4 | 4 | 100.0% | 3 | 3 | 1 | 25.0% | 4.0 | | 1次:書類選考 2次:12/7 | |
| | 研究員 (機械・金属分野) (11月実施) | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 1次:11/4~5 2次:11/29 | |
| | 研究員 (木質材料分野) (11月実施) | 1 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 研究員 (電子・電気分野) (11月実施) | 1 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| | 合計 | | 7 | 10 | 7 | 70.0% | 6 | 6 | 4 | 57.1% | 1.8 | 2 | |

| 試験 種類 | 試験区分 | 採用予定 人員 | 受験申込者数 (A) | 受験者数 (B) | 受験率 (B)/(A) | 第1次試験 合格者数(C) | 第2次試験 受験者数 | 最終合格者数 (D) | 最終合格率 (D)/(B) | 最終倍率 (B)/(D) | 採用者数 R7.5.1現在 | 試験日 |
|---|------------------------------|------------|---------------|-------------|----------------|------------------|---------------|---------------|------------------|-----------------|------------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 選 考 試 験 (病 院 局) | 看護師 (推 薦 枠) | 7 | 6 | 6 | 100.0% | 第2次試験なし | | 6 | 100.0% | 1.0 | 6 | 5/18 |
| | 看護師 | 30 | 62 | 49 | 79.0% | 第2次試験なし | | 39 | 79.6% | 1.3 | 35 | 7/14~15 |
| | 薬剤師 | 3 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 6/1 |
| | 薬剤師 (2 回 目) | 2 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 100.0% | 1.0 | 1 | 8/3 |
| | 臨床検査技師 | 1 | 5 | 3 | 60.0% | 第2次試験なし | | 3 | 100.0% | 1.0 | 2 | 8/3 |
| | 臨床工学技士 | 2 | 5 | 5 | 100.0% | 第2次試験なし | | 2 | 40.0% | 2.5 | 2 | 8/3 |
| | 理学療法士 | 2 | 5 | 4 | 80.0% | 第2次試験なし | | 3 | 75.0% | 1.3 | 3 | 8/17 |
| | 作業療法士 | 3 | 7 | 7 | 100.0% | 第2次試験なし | | 3 | 42.9% | 2.3 | 3 | 8/17 |
| | 社会福祉士 | 1 | 3 | 3 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 33.3% | 3.0 | 1 | 8/17 |
| | 診療情報管理 士 | 1 | 4 | 4 | 100.0% | 第2次試験なし | | 1 | 25.0% | 4.0 | 1 | 8/31 |
| | 臨床心理士 | 2 | 4 | 3 | 75.0% | 第2次試験なし | | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 | 9/7 |
| | 医療情報技師 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 第2次試験なし | | 0 | 0.0% | | 0 | 11/9 |
| | 助産師 | 3 | 3 | 3 | 100.0% | 第2次試験なし | | 2 | 66.7% | 1.5 | 2 | 7/14~15 |
| | 合 計 | | 58 | 107 | 90 | 84.1% | | 64 | 71.1% | 1.4 | 59 | |

IV 給 与 業 務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和6年10月17日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報 告

ア 職員給与等に関する報告

(ア) 職員給与等の状況

県職員の令和6年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

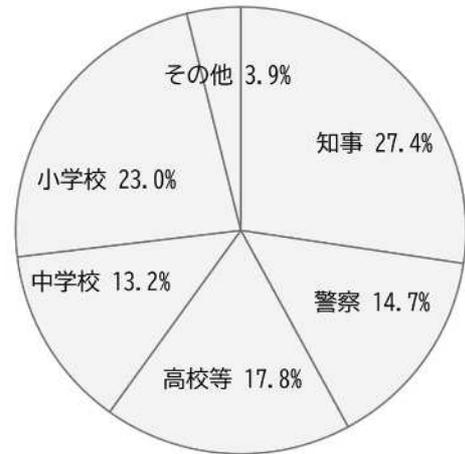
| 区 分 給 料 表 | 職員数 | | 平均年齢 | | 平均経験年数 | |
|-----------------|--------------------|--------------------|------|------|--------|------|
| | 令和6年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和5年 |
| | 人 | 人 | 歳 | 歳 | 年 | 年 |
| 行政職 | 3,662 (31.3%) | 3,737 (31.5%) | 41.4 | 41.6 | 19.8 | 20.0 |
| 公安職 | 1,443 (12.3%) | 1,467 (12.4%) | 38.1 | 38.1 | 17.0 | 17.0 |
| 海事職 | 45 (0.4%) | 45 (0.4%) | 37.1 | 36.3 | 17.7 | 16.9 |
| 研究職 | 223 (1.9%) | 225 (1.9%) | 42.5 | 42.7 | 19.4 | 19.7 |
| 医療職(1) | 57 (0.5%) | 54 (0.5%) | 39.5 | 39.7 | 15.6 | 15.8 |
| 医療職(2) | 98 (0.8%) | 102 (0.8%) | 42.6 | 43.0 | 18.9 | 19.3 |
| 医療職(3) | 87 (0.7%) | 85 (0.7%) | 38.3 | 37.6 | 15.9 | 15.3 |
| 高等学校等教育職 | 1,943 (16.6%) | 1,967 (16.6%) | 45.6 | 45.5 | 22.8 | 22.7 |
| 中学校・小学校等 教育職 | 4,139 (35.4%) | 4,190 (35.3%) | 42.6 | 43.2 | 19.8 | 20.3 |
| 合計 | 11,697 (100.0%) | 11,872 (100.0%) | 42.1 | 42.3 | 19.9 | 20.1 |

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

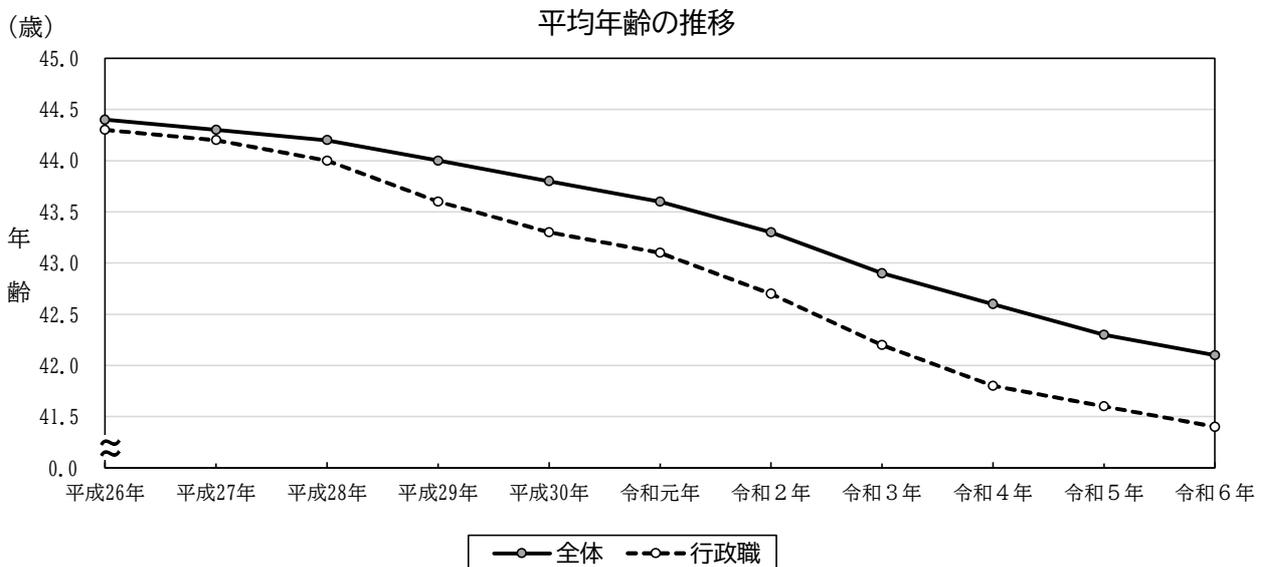
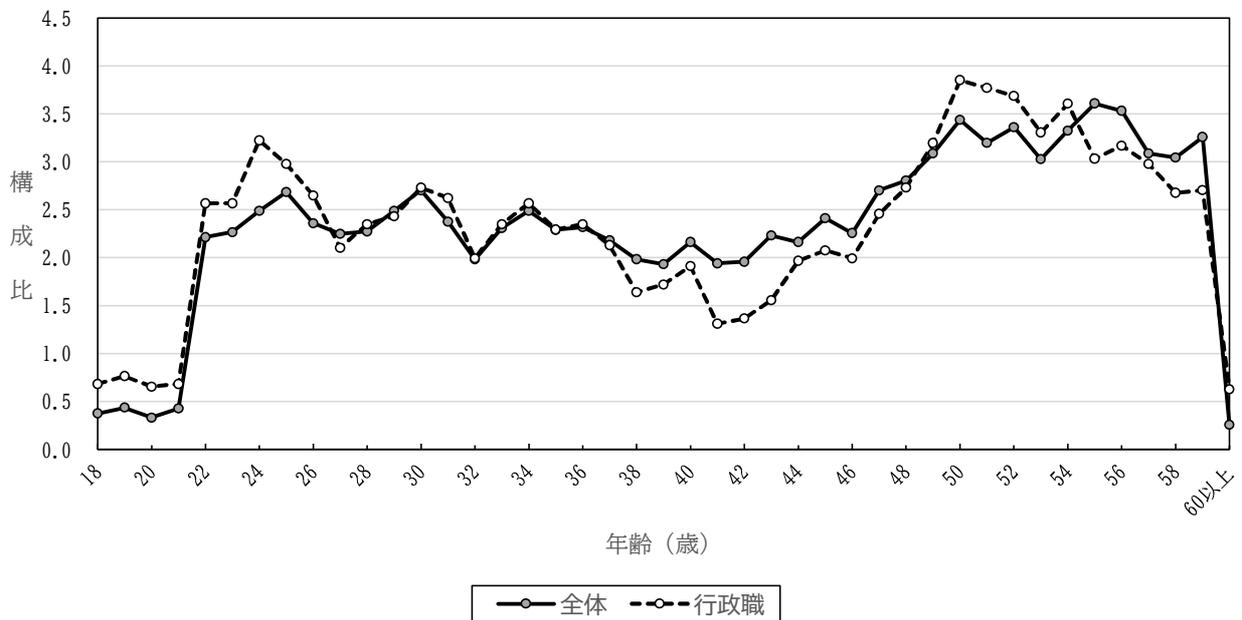
給料表別職員構成比



部局別職員構成比



年齢別人員構成比



職員の平均給与月額状況

| 項目 | 全職員 | | 行政職の職員 | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和6年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和5年 |
| 給料 | 円 350,625 | 円 347,780 | 円 318,874 | 円 315,463 |
| 管理職手当 | 6,520 | 6,474 | 8,962 | 8,813 |
| 扶養手当 | 9,378 | 9,506 | 8,523 | 8,662 |
| 地域手当 | 626 | 585 | 647 | 623 |
| 住居手当 | 5,637 | 5,313 | 5,423 | 5,097 |
| 特地勤務手当 | 4,278 | 4,264 | 2,811 | 2,867 |
| その他 | 3,022 | 2,971 | 1,511 | 1,517 |
| 合計 | 380,086 | 376,893 | 346,751 | 343,042 |

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

(イ) 民間給与等の状況

① 本年の民間給与実態調査の状況

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所243のうちから層化無作為抽出法により抽出した132事業所を対象に「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,421人及び医師等職種843人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、89.4%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとといえる。

② 本年の給与改定等の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で50.7%(昨年58.7%)、高校卒で50.8%(同48.9%)となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で77.6%(同64.3%)、高校卒で91.0%(同63.8%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で20.6%(同35.7%)、高校卒で9.0%(同36.2%)となっている。

また、一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は63.4%(昨年44.4%)、ベースアップを中止した事業所の割合は2.8%(同6.0%)となっている。

さらに、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は91.3%(同93.7%)、定期昇給を中止した事業所の割合は2.1%(同0.0%)であり、9割を超える事業所が定期昇給を実施している。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に引き続き増加しており、人材確保の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

| 役職段階 | 項目 | ベースアップ 実施 | ベースアップ 中止 | ベースダウン | ベース改定 の慣行なし |
|------|----|--------------|--------------|--------|----------------|
| 係員 | | 63.4 | 2.8 | 0.0 | 33.8 |
| | | (44.4) | (6.0) | (0.0) | (49.6) |
| 課長級 | | 57.3 | 6.4 | 0.0 | 36.3 |
| | | (37.6) | (9.3) | (0.0) | (53.1) |

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、今年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

| 役職段階 | 項目 | 定期昇給 制度あり | 定期昇給実施 | | | 定期昇給 中止 | 定期昇給 制度なし | |
|------|----|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|-------|
| | | | 昨年と 比べ増額 | 昨年と 比べ減額 | 昨年と 変化なし | | | |
| | | | | | | | | |
| 係員 | | 93.4 | 91.3 | 33.8 | 2.7 | 54.8 | 2.1 | 6.6 |
| | | (93.7) | (93.7) | (31.7) | (7.7) | (54.3) | (0.0) | (6.3) |
| 課長級 | | 88.1 | 85.9 | 28.4 | 1.9 | 55.6 | 2.2 | 11.9 |
| | | (90.8) | (90.8) | (25.3) | (7.8) | (57.7) | (0.0) | (9.2) |

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、今年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費

松江市の本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ2.3%の上昇となっている。

また、標準的な生活の水準を求めるため、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ160,920円、187,080円及び213,250円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与

先に総務省が公表した令和5年4月1日現在の本県のラスパイレス指数(行政職)は97.6(令和4年98.1)であった。

なお、都道府県ラスパイレス指数の平均は、99.6であった。

(オ) 人事院勧告等の概要 (省略)

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、こ

のように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与362,215円に対して職員給与は352,878円であり、職員給与が9,337円（2.65%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

| 民間給与（A） | 職員給与（B） | 較 差 A－B（(A-B)/B×100） |
|----------|----------|-------------------------|
| 362,215円 | 352,878円 | 9,337円（2.65%） |

（注） 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員給与の額は（ア）の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額4.38月分に相当していた。これは、昨年（4.29月分）より増加しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）を0.08月分上回っている。

職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との差

| 民間の特別給（A） | 職員の期末・勤勉手当（B） | 差（A－B） |
|-----------|---------------|--------|
| 4.38月分 | 4.30月分 | 0.08月分 |

（キ） 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえて検討した結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

前記（カ）①のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与を9,337円（2.65%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置き、その他の職員が在職する号俸については改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が勧告した俸給表をもとに、民間企業における初任給の動向や本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当及び勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.30月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.38月分)を0.08月分下回っている。

よって、職員の期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げにあたっては、国の支給割合との均衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引き上げ、令和7年度以降においては、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

③ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(ク) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

① 見直しの必要性

国においては、本年の人事院報告の中で、危機的な状況にある国家公務員の人材確保の現状について、勤務環境や給与面での魅力の低下、働き方やキャリア形成に対する若年層の意識の変化などが要因であると分析している。

そのうえで、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に対し、給与面においても対応が求められていると認識している。

この給与面における対応について、令和5年の人事院報告で給与制度のアップデートの概要となる「令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案」が示されていたところであり、本年の人事院報告において、この具体的な制度設計の詳細として、次の6点を主眼とした給与制度の整備を行うことが示された。

- ①若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- ②職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ③能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- ④地域における民間給与水準の反映
- ⑤採用や異動をめぐる様々なニーズへの対応
- ⑥その他環境の変化への対応

本県においては、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として勧告してきたところである。

本県における給与水準については、全体として県内民間給与水準との均衡を図っている。一方で、近年、採用試験の受験者数が減少し、人材の確保が大きな課題となっていること、職員の意欲と能力を引き出すためにも能力・実績に基づく人事管理を推進していく必要があること、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応する必要があることや、東西に長い本県の地理的事情から人事異動に伴い長距離通勤をせざるを得ない職員に対する経済的負担を考慮する必要があることなど、本県についても国と同様の状況が見られる。

こうした状況のもと、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本としている

ことから、国に準じて見直しを行うこととする。

② 見直すべき事項

a 行政給料表の見直し

(a) 係員級（1級・2級）

国においては、公務における人材確保の困難性や民間の水準を踏まえた初任給の大幅な引上げについて、本年の官民較差に基づく給与改定において先行して措置することとしている。

本県においては、前述のとおり「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本としていることから、人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮した改定を本年4月に遡及して行うこととする。

(b) 係長級～本庁困難課長級（3級～7級）

国においては、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善する観点から、各級の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げることとし、新たな俸給表に移行する際にカットされる号俸に在職する職員は、当該級の新しい初号に切り替えることとしている。

本県における令和7年4月からの給料表についても、人事院が勧告した同月における国の俸給表に定める俸給月額に、本年の給与改定における本県の公民較差を考慮した水準割合を乗じた給料表とし、国に準じた見直しを行う。

(c) 本庁部次長級（8級・9級）

国においては、各級の初号の俸給月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での俸給月額の重なりを解消し、昇格メリットも拡大することによって、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとすることで、より職責を重視した俸給体系への大幅な見直しを行うこととしている。あわせて、現行の号俸を大きくくり化することによって、各級を俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成にすることとし、この号俸構成の下で昇給することにより、成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保することとしている。

本県においても、国の給料体系とのバランスを担保する観点から国の見直しに係る俸給表に準じ、給料表を見直すこととする。この際、令和7年4月からの給料表に対する水準については、前記（b）の給料表の見直しと同様に取り扱うこととする。

また、国は、既に8級から10級までの職務の級に在職している職員について、新たな俸給表に移行する際、拡大後の昇格メリットと同様の効果を受けられるよう所要の調整を行うこととしており、本県においても同様の調整を行うこととする。

b 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表との均衡を基本に前記 a に相当する見直しを行うこととする。ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材確保の観点から、従前より国の俸給表を基本としているため、前記 a（b）及び（c）のような水準調整は行わないこととする。

この場合において、前記 a（c）の措置の導入対象となる給料表及び職務の級は次のとおりである。

行政職給料表 8 級及び 9 級と同様の見直しを行う給料表及び職務の級

| 給料表 | 職務の級 |
|-----------|------|
| 公安職給料表 | 9 級 |
| 研究職給料表 | 5 級 |
| 医療職給料表(1) | 4 級 |

また、国において、近年の採用状況を踏まえ、海事職俸給表(二)の 1 級のうち中学卒業後直ちに採用される場合を前提として設定されている号俸がカットされたことに伴い、本県における海事職給料表についても所要の改正を行うこととする。

なお、国においては、任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表の俸給体系について見直しが行われなかったことから、本県においても、任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の給料体系に係る見直しは行わないこととする。

c 地域手当

県外事務所等の民間賃金の高い地域に勤務する職員の地域手当については、その地域の民間給与水準を考慮し、次表のとおり、人事院勧告に準じて支給地域及びその級地区分・支給割合の見直しを行うこととする。

地域手当の支給地域及び支給割合

| 級地区分 | 支給割合 | 支給地域 |
|------|------|--------|
| 1 級地 | 20% | 東京都特別区 |
| 2 級地 | 16% | 大阪市 |
| 3 級地 | 12% | |
| 4 級地 | 8 % | 広島市 |
| 5 級地 | 4 % | |

(注) 1 本表は令和 6 年 4 月 1 日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日（令和 7 年 4 月 1 日予定）現在の地域による。

2 この表に掲げる支給地域及び級地（以下「支給地域等」という。）以外の支給地域等については、人事院勧告及び報告の例による。

また、支給割合の引上げ及び引下げについても、国と同様に段階的に行うこととする。なお、令和 7 年度の支給割合は次表に示すとおりとする。

令和 7 年度の地域手当の級地別支給割合

| 支給地域 | 見直し後の級地 (支給割合) | 見直し前の級地 (支給割合) | 改定幅 | 令和 7 年度の 地域手当の 支給割合 |
|--------|-------------------|-------------------|-----|---------------------------|
| 東京都特別区 | 1 級地 (20%) | 1 級地 (20%) | 0 | 20% |
| 大阪市 | 2 級地 (16%) | 2 級地 (16%) | 0 | 16% |
| 広島市 | 4 級地 (8 %) | 5 級地 (10%) | △ 2 | 9 % |

(注) 1 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

2 この表に掲げる級地別支給割合以外の支給割合については、人事院報告の例による。

d 扶養手当

(a) 配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の見直し

この度の人事院勧告において、配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る手当額の引上

げが言及された。

本県における民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況は、次表のとおり国と同様の傾向を示している。

民間事業所における配偶者に手当を支給する事業所

| | 平成28年（A） | 令和6年（B） | 差（A－B） |
|-----|----------|---------|--------|
| 全 国 | 66.8% | 53.5% | △13.3 |
| 島根県 | 71.2% | 52.6% | △18.6 |

(注) 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

公務における配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合

| | 平成28年（A） | 令和6年（B） | 差（A－B） |
|-----|----------|---------|--------|
| 全 国 | 39.6% | 25.3% | △14.3 |
| 島根県 | 23.5% | 14.1% | △ 9.4 |

(注) 全給料表適用職員を100とした割合である。

こうした本県における配偶者に係る手当の支給状況の変化を踏まえ、人事院勧告に準じ、配偶者に係る扶養手当を廃止する。

なお、配偶者に係る扶養手当受給者の背景には、様々な事情が想定される。今回の見直しにより、職員が家庭の中で果たす役割も変化していく可能性があることから、任命権者は休暇をはじめとする諸制度を活用しやすい環境づくりなど、職員のワーク・ライフ・バランスに一層配慮する必要がある。

また、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策の推進がなされている社会状況から、人事院勧告に準じ、子に係る手当額を13,000円に引き上げる。

(b) 実施時期等

配偶者に係る手当の廃止は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、国に準じて、配偶者に係る手当額が相対的に低額である行政職給料表8級相当の職員を除き、2年をかけて実施する。

また、子に係る手当額の引上げも、同様に2年をかけて実施する。

なお、各年度における手当額は次表に示すとおりとする。

各年度の扶養手当の手当額

(単位：円)

| 扶養親族 | | 年 度 | | |
|------|------------|--------|---------|-------------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 以降 |
| 配偶者 | 行政職給料表7級以下 | 6,500 | 3,000 | (支給しない) |
| | 行政職給料表8級 | 3,500 | (支給しない) | (支給しない) |
| 子 | | 10,000 | 11,500 | 13,000 |

(注) 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。

e 通勤手当

(a) 通勤手当の支給限度額等

国においては、民間企業の通勤手当の状況や、ライフスタイルの多様化を背景に、新幹線等の利用を含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減していくことで勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止に資する観点から、通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げることとしている。また、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとしている。

本県における交通機関等を利用する場合の通勤手当は、原則として1か月当たり55,000円を限度に交通機関等の運賃等相当額を支給し、異動等に伴い特別急行列車等を利用する職員にあっては、これに加え、特別料金等の額の2分の1に相当する額を支給している。

本県においても、職員が個々の事情に応じた通勤手段をより柔軟に選択できるようにすることは、東西に長い本県の地理的事情のもとで勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止に資する観点から取り組む必要がある。このことから、人事院勧告に準じて通勤手当の支給限度額を、特別急行列車等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げ、また、この支給限度額の範囲内で、特別急行列車等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとする。

(b) 特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件

国においては、新幹線等を通勤に利用しやすくすることにより、様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととしている。

具体的には、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件の廃止や、異動等の直前の住居からの通勤であることを求める要件などを緩和し、育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員で、異動等により新幹線等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるものに対しても手当を支給することとしている。

本県においても、国と同様に、多様化するワークスタイルやライフスタイルに対応し、異動をめぐる様々なニーズに適応した手当の支給が求められていることから、国に準じた支給要件の見直しを行うこととする。

具体的には、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されることを求める等の基準を廃止する。また、本県においては、異動等の直前の住居からの通勤であることを求める要件などについて、父母の介護その他のやむを得ない事情により転居して特別急行列車等による通勤を必要とする職員については、異動等により特別急行列車等による通勤を行う職員と同様に取り扱うこととしている。この要件をさらに緩和し、育児等のやむを得ない事情についても対象に含めることとする。

(c) 高速自動車国道等の有料道路利用に係る通勤手当の支給要件

本県においては、新幹線がなく、公共交通機関の利便性も低い中、県内各地に点在する公署・学校への自動車による長距離通勤の実態が多くみられる。公共交通機関の運行状況から、自動車による長距離通勤をせざるを得ない実態がある本県職員の場合、前記(a)による改善を図ることとしても、国と同様の処遇改善の効果は小さいと考えられる。

異動の円滑化や離職防止に加え、長距離通勤による身体的負担の軽減や働き方改革に資する観点からも、有料道路利用に係る通勤手当の支給要件について、本県の事情を考

慮した所要の検討を行う必要がある。

f 管理職員特別勤務手当

国においては、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、現行では午前0時から午前5時までとなっている平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、通常は正規の勤務時間が設定されない時間帯である午後10時から午前5時までに拡大することとしている。

本県においても、災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う事態もあることから、人事院勧告に準じて平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する。

また、国においては、各府省において管理職員特別勤務手当が適切に支給されるよう、支給対象となる勤務の具体例を示し、支給要件を明確化する予定であることから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

g 特別給

(a) 勤勉手当の成績率等

国においては、勤務成績に応じて支給される勤勉手当において、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、現在平均支給月数の2倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げることとしている。

本県においても、職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るため、職員の能力と実績を適切に把握し、給与処遇に適時的確に反映していく必要がある。このため、国に準じ、制度として現在平均支給月数の2倍に設定している成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げる。

なお、実際の運用に当たっては、各任命権者において、職員の意欲と組織パフォーマンスが極大化されるよう適切な評価を行うとともに職員の納得感が担保されるよう配慮する必要がある。

(b) 特定任期付職員のボーナス制度

本県においても、国と同様に、現行の特定任期付職員のボーナスは、期末手当のみで勤勉手当は支給されず、特に顕著な業績を挙げた場合には、年に1回特定任期付職員業績手当（給料月額1か月分）が支給可能となっている。

国においては、公務全体として能力・実績に基づく人事管理の推進や人材確保の観点から、勤務成績に応じてより高い年収水準を可能とするため、特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとしている。

これに伴い、本県においても同様の改正を行う。

④ 期末手当及び勤勉手当の支給月数等

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、民間事業所における特別給の支給状況及び国の動向を総合的に勘案し、年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.60月とする。また、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう定める。

⑤ 勤勉手当の成績率

特定任期付職員の勤勉手当における成績率の上限について、国に準じ、平均支給月数の3倍に設定する。

h 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国においては、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じていることから、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとしている。

本県においても、高齢層職員の職務経験を活かした人事管理ができるよう給与面からも支援する必要があり、人事院勧告に準じた改正を行う。

具体的には、地域手当（特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）及びへき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給する。

なお、特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当については、令和7年4月1日以降の異動等から適用する。

(ケ) その他の課題

① 通勤手当の支給管理

本勧告に基づく通勤手当の改正にあたっては、特別急行列車等に係る通勤手当について、通勤実績に応じた適切な支給及び管理がなされるよう対応する必要がある。

② 教育職員の給与

本年8月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」において、教員に一律4%支給されている教職調整額の率を少なくとも10%以上にすることや、教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し6級制とすることなど、教育職員の処遇について改善を図る必要があるとされたところであり、本県においても国の動向を注視する必要がある。

また、産業教育手当及び定時制通信教育手当については、社会情勢の変化に適切に対応したものとなるよう、昨今の教員確保の状況や他の都道府県の状況等を踏まえて見直しを行う必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 人材の確保及び育成

① 人材の確保

a 職員の採用

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者確保に苦慮している。

このため、これまでも、特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を伝えるため、WebサイトやSNSの活用、就職説明会の開催、島根県庁短期仕事体験（旧インターンシップ）や学生との座談会、県庁職場体験の実施等、任命権者と連携のうえ、より効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいる。

このような取組を行っているものの、大学卒業程度試験の受験者は昨年度と比べ減少し、一部の技術系職種については受験者数が採用予定者数を下回るなど、人材の確保が困難な状況が続いている。特に獣医師については、毎年度10名程度の欠員が生じており、人材の確保が大きな課題となっている。

今後も任命権者と連携して、県職員の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信し、また、短期仕事体験の充実や、短期仕事体験を通じて得られた情報を採用に活用するなど、県職員を志望する者を増やす取組を進めるとともに、試験区分ごとに検証を行い、中堅層や即戦力確保のため、経験者採用試験を有効に活用するなど、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを行うことで受験者確保を図っていく。

b 教育職員の採用

全国的に教育職員の不足が問題となっており、本県においても令和6年4月1日時点に公立学校において29名の欠員が生じる等、人材の確保が大きな課題となっている。教育職員が不足する要因として、志望者の減少等により、必要数に見合った教育職員を確保できないことが挙げられる。

このため、教育委員会では新たな試験制度の導入や県外試験会場の設置等により受験者の確保に努めるとともに、教員の魅力を発信するポータルサイトの開設や県内大学及び県外私立大学との連携協定の活用等、高校生や大学1、2年生へのアプローチも含め、教員志望者の裾野を広げる取組を行っている。

さらに、志望者減少の背景として長時間勤務等、勤務環境への懸念・不安等も存在していると考えられることから、働き方改革にも取り組んでいる。

また、これまで教育現場を支えてきた講師や再任用職員の確保が困難になっていることも教育職員の不足の要因となっている。

このため、働き方改革をより一層進めるとともに、教員志望者を増やすための魅力発信、受験者確保のための試験制度の見直しなど総合的に取組を行っていく必要がある。

c 警察官の採用

警察官採用試験の受験者は、近年、大幅に減少しており人材確保が厳しい状況となっている。

こうした背景には、若年人口の減少に加え、厳しい職務内容のイメージがあることも要因の一つと考えられる。

このため、実際に警察官とふれあい、仕事を体験できるオープンポリスの実施、県内外の大学及び専門学校や県内高校への訪問、オンラインによる説明会の実施、若手職員の人脈を活かした採用募集活動、SNS等を活用した情報発信等の活動を積極的にを行い、受験者確保のための取組を強化している。

また、受験可能年齢の引上げや高校既卒者のみを対象とした試験区分の創設、特別な公務員試験対策を要しない筆記試験を導入する等多様な選択肢を提供し、受験者確保を図っている。

今後も、警察官の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信していくとともに、必要に応じて試験制度の見直しを検討していく必要がある。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に努めるなど、働きやすい職場環境の整備に努めるほか、警察官は採用後、警察学校への入校が必須となることから、警察学校での教育・訓練効果を高め、現場職務への円滑な移行につながるよう、校舎設備や寮の居住環境を整え、人材確保につなげていく必要がある。

d 障がい者の雇用

障がい者の雇用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、策定している障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を推進している。

引き続き、障がい者の積極的な採用に努めるとともに、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進める必要がある。

② 人材の育成

人口減少・少子高齢化が進む中、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

このため、各任命権者においては、人材育成基本方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくため、階層別研修の充実や人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

今後、管理職や課長補佐級を担う職員が減少し、若手職員が増加することが見込まれることから、管理職を見据えた職員の育成を進めるとともに、職員一人一人の能力が最大限に発揮されるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、人材育成の取組を一層進めていく必要がある。

また、会計年度任用職員についても、職務に応じた能力が発揮できるよう、人材育成を工夫する必要がある。

(4) 働き方改革の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

① 長時間勤務の是正

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月 45 時間、年 360 時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年 720 時間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上、真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が推し進められている。

知事部局においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に伴う業務量増加により、令和 3 年度まで時間外勤務が増加していたが、令和 4 年度以降は減少している。しかし、コロナ禍で縮小されていた業務が元に戻る懸念もあり、引き続き時間外勤務縮減に向けた取組を進める必要がある。

また、業務量の削減、効率化には組織トップや管理職員のリーダーシップが果たす役割が大きいことから、管理職員等のマネジメント力の強化を図るとともに、時間外勤務もやむを得ないといった職場の雰囲気や職員意識を変革する必要がある。

本委員会としては、時間外勤務の状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

② 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認されている。

本委員会でも、近年、小・中・高等学校及び特別支援学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、働き方改革の取組状況など、教職員の勤務状況についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があることを確認した。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、時間外勤務時間を全学種平均で1人あたり月45時間、年360時間以内とする目標に向け、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（県立学校、令和5年度から学校アシスタントに改称）の配置、全日制普通科高等学校すべてに主幹教諭を県単独で加配する等の取組が行われた。また、各学校においても、ICTを活用した業務負担の軽減など、それぞれ工夫して取組を進めてきた。これらの取組の結果、1人あたりの時間外勤務時間の平均が減少するなど、一定の成果が見られたが目標達成には至らず、年次有給休暇の取得日数や、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合も目標を達成できていない状況であった。

令和5年度には、38校（小学校20校、中学校10校、高等学校6校、特別支援学校2校）約1,000人を対象に「教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査」が行われ、各対象校で任意に定めた1週間において、調査対象者の約半数（53.8%）が持ち帰り仕事をしており、日数と時間は、週あたり3.4日、1回あたり約90分との結果であった。また、勤務日5日間の休憩時間について、すべての時間で休憩できたと回答した割合は18%に留まり、児童生徒への指導や授業準備等により、多くの教職員が休憩時間をとれていない状況も明らかになった。

この調査は今年度も実施されることとされており、その結果や分析を踏まえた教職員の働き方改革の取組について本委員会としても注視していく。

令和6年度には、市町村立小中学校を県及び市町村教育委員会教育長が訪問し、年間授業時数の見直しや業務削減など管理職への改革意識醸成を行う等の取組が行われている。

また、専門的知見を基に困難事案について助言を行うスクールロイヤー、教頭の事務負担軽減を図るための教頭マネジメント支援員など、教職員の負担軽減を図る新たな外部サポート人材の活用が進められている。

引き続き、スクールサポートスタッフの配置促進など、外部サポート人材の活用を一層進めることにより、負担の軽減を図る必要がある。

これらの取組を進め、さらなる時間外縮減を図るとともに、教職員が児童・生徒と向き合える時間を確保していく必要がある。

部活動のあり方については、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、本県においても「部活動の在り方に関する方針」が令和6年2月に改訂された。引き続き、国の方針も踏まえつつ、部活動の適正な運営のあり方を検討し、教職員の部活指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員や外部指導者の確保は時間外勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則などに定められた時間外在校時間の上限時間を超えないよう業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

なお、令和5年12月に、保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、改めて教職員の働き方改革について理解と協力を求めるため、県及び市町村教育委員会教育長による「共同メッセージ」が発表された。本委員会としても、教職員の負担軽減の推進は、教育委員会や教職員の努力だけで達成することは難しいと認識しており、地域社会のより一層の理解と協力をお願いする。

教職員の心身の健康保持が図られ、やりがいを感じながら児童・生徒と向き合うことができる環境の整備が図られるよう、取組状況を注視していく。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入されており、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられている。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、地方公務員法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、令和5年度からすべての任命権者において、勤勉手当及び昇給に活用が図られている。

近年、若手職員のほか、新たな経験者の採用試験区分創設や受験年齢の拡大などにより、多様な経歴を持った職員も増える中、任命権者において、職員の能力と実績を適切に把握し、人事異動や昇進管理、給与処遇等に適時的確に反映していくことは、職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る観点からも重要であり、公正な人事評価制度の運用が不可欠である。

このため、評価を行う職員の評価・育成能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、期首面談での目標等の共通認識、期末面談での評価結果のフィードバック等を通じて、評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図り、評価職員と部下職員双方にとって納得感のある運用をしていくことで、職員個人の成長を組織としての課題解決能力に繋げていく必要がある。

(エ) 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

本県においては、令和2年3月に、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を發揮できる職場づくり推進計画-島根県特定事業主行動計画-」（以下、「特定事業主行動計画」という。）が策定され、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし發揮し、その能力を伸ばし發揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

① 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

a 女性職員の能力發揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし發揮していくために、多様な部署への積極的な配置や、個々の

持つ能力や強みを活用して管理職への登用を行う等、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲をもって働くことのできる職場環境づくりが進められている。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組も進められている。

このような取組の結果、知事部局における職員の管理職に占める女性の割合、教育委員会における初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合はいずれも着実に増加している。

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができるよう、取組状況を注視する。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じた支援を充実させていくことも重要である。

令和4年4月1日に改正施行された職員の育児休業等に関する条例において、任命権者に対して、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置が義務づけられた。これを受け、取得を希望する男性職員すべてが職場に気兼ねなく育児休業を取得できるよう、配偶者が妊娠した男性職員から「育児休業等取得計画書」を提出してもらい、育児休業等の計画が1か月に満たない場合は、その理由を確認するとともに職員が不在にする間の「職場対応計画書」を作成するなどの取組が行われている。

こうした取組の効果もあり、男性職員の育児休業取得率は近年、大幅に上昇している。

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が図られるだけでなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進めるうえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼ねなく取得できる職場づくりをより一層進めていく必要がある。

なお、令和6年の人事院勧告において、民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置拡充として、育児時間の取得パターンの多様化や、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の取得事由の拡大などの見直しを図ることが示された。

これらの制度について国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

② 柔軟な働き方等への取組

職員がワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や事情に応じた、より柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産、育児、介護等、職員それぞれのライフステージに即した制度の充実が求められる。

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得及び連続取得の推進や、年次有給休暇取得日数の目標値の引上げ、時差出勤勤務制度の拡充などが行われてきた。

また、在宅勤務について、現在、育児、介護等と仕事の両立を支援するための試行運用が行われている。

今後も、柔軟な働き方の推進と公務能率の向上を図るため、各種制度の効果や課題を検

証していく必要がある。

なお、令和5年の人事院勧告において、令和7年4月からフレックスタイム制により週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする制度を導入することが示された。さらに、同勧告において、人事院規則に勤務間インターバル確保の努力義務規定を設け、令和6年4月から施行することを目指すことが示された。このうち、勤務間インターバル確保については、人事院は、本年4月から、インターバルの目安となる時間を11時間とするなどの通知をしたところである。

これらの制度については、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

③ 健康増進への取組

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。

近年、心身の不調により長期の休暇・休職をする職員が増加していることから、健康増進の取組を進めていく必要がある。

このことは、職員が能力を最大限に発揮し、県民に対して質の高いサービスを提供する観点からも重要である。

a 健康管理

定年の引上げにより、今後、高齢層職員が増加していくことが見込まれることから、これまで以上に健康管理施策を推進していく必要がある。

令和5年度はすべての職員が定期健康診断を受診しているが、受診の結果、精密検査の必要があるとされた職員のうち、実際に精密検査を受診した者は約7割となっている。

職員の健康管理を図るためにも、精密検査の必要があるすべての職員が検査を受けるよう受診の勧奨や生活習慣の改善提案等の取組を進めていく必要がある。

b メンタルヘルス対策

精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が高止まりしており、令和5年度は長期の休暇・休職をした職員のうち、6割を超える者が精神疾患を理由とするものとなっており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

また、精神疾患を理由に、新規に長期休暇・休職をする職員のうち、20～30代の職員の占める割合が高いことから、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者においては、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っており、例えば知事部局では、ストレスチェックの一斉実施の前倒しや高ストレス職場に対する外部アドバイザーによる助言・指導に基づく職場環境改善事業など、取組のさらなる強化が図られている。

今後もメンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

④ ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関し

て、「ハラスメントの防止等に関する要綱」等を作成し、研修の実施、相談窓口の複数設置、専門相談員の配置などの取組を行うとともに、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実など対策の強化を図っている。

その一環として令和5年度に知事部局で実施されたハラスメントの職員アンケートでは、ハラスメントを受けた際には、上司、先輩、同僚等が身近な相談相手として重要な役割を果たしていることが見受けられる一方で、約3割の職員が誰にも相談していないという結果となっている。

このため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、引き続き、職員一人一人にハラスメントに対する正しい認識とハラスメントをしてはならないという自覚を徹底するなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応についても関心が高まっている。令和5年度に知事部局で実施されたアンケートでは、17.5%の職員がカスタマー・ハラスメントを受けたと感じたことがあると回答している。職員が安心して働ける職場環境をつくるため、カスタマー・ハラスメントに対しては、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要があることから、相談体制の整備や、マニュアルの見直し、職員向け研修の実施などの取組を進める必要がある。

(オ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げに伴い令和6年4月から、60歳を超える高齢層職員の勤務形態は、暫定再任用職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や役職定年制により降任した職員など多様化している。

任命権者においては、対象となる職員が、60歳以降の働き方について、制度を正しく理解し、納得したうえで選択することができるよう、丁寧な情報提供・意思確認を引き続き行う必要がある。

また、対象となる職員が、これまでの職務経験を活かして、例えば若手・中堅職員の人材育成に寄与するなどの役割に高い意欲を持って取り組むことができるよう、配置ポストなど職務のあり方を検討する必要がある。

あわせて、すべての職員に対して高齢層職員の働き方に係る理解促進を図り、島根県の組織全体の活性化につながるよう努めていく必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されていることから、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

また、職員には、県民の期待に応えるため、持てる能力を最大限発揮し、直面する諸課題に士気高く立ち向かっていくことが求められている。

本年の勧告では、県内民間事業所の調査結果に基づく月例給及び特別給の引上げと、本年8月の人事院が勧告した社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた給与制度の改正について言及した。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織の活力向

上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に御理解をいただき、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

(ア) 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

② 諸手当

a 初任給調整手当について

① 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

② 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

b 期末手当及び勤勉手当について

① 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.225月分（特定管理職員にあつては、1.025月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分（特定管理職員にあつては、1.225月分）とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.65月分（特定管理職員にあつては、0.55月分）とすること。

② 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ1.0月分ずつ）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ1.2月分ずつ）とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ0.525月分ずつ）とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

② 期末手当について

a 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

b 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分ずつとすること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- ① 給料表
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。
- ② 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について
期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

(ア) 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

- ① 給料表
アの(ア)の①による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

② 昇給制度

職員の給与に関する条例について、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、職員の給与に関する条例第4条第5項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

なお、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき行政職給料表の適用を受ける職員についても、同様の取扱いができるよう、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例を改正すること。

③ 諸手当

a 扶養手当について

- ① 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第8条第4項、県立学校の教育職員の給与に関する条例第18条第4項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

- ② 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

b 地域手当について

職員の給与に関する条例において定める地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- ① 1級地 100分の20
- ② 2級地 100分の16
- ③ 3級地 100分の12
- ④ 4級地 100分の8
- ⑤ 5級地 100分の4

c 通勤手当について

- ① 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- ② 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする特別急行列車等の利用を、人事

委員会規則又は教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

d 管理職員特別勤務手当について

① 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

② ①の管理職員特別勤務手当の額は、勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則又は教育委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とすること。

e 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当について

① 職員の給与に関する条例の改正

第 9 条の 3 の規定による地域手当、住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給すること。

② 県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正

住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給すること。

③ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

住居手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

(イ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

① 勤勉手当を支給すること。

② 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

③ 6 月及び 12 月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 80 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

④ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、アの(ア)の②の b の①、(イ)の②の a 及び(ウ)の②については令和 6 年 12 月 1 日から、アの(ア)の②の b の②及び(イ)の②の b、イ並びにウの(イ)については令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

(イ) 経過措置等

① 扶養手当の月額等の特例措置

a 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は 3,000 円とすること。

b 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第 8 条第 4 項、県立学校の教育職員の給与に関する条例第 18 条第 4 項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第 16 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 11,500 円とする

こと。

② 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づく、職員に対する給与の支払監理を行った。本年度は、令和6年度より定年引上げ職員に対する給与の支給が開始されたことに伴い、定年引上げ職員に対する令和6年4月分給料の支給が適正に行われているかを監理し、支給額に誤りがないことを確認した。

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

令和6年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|------------|------|--------------------------|-----------------|
| R6. 11. 29 | 第18号 | R6. 12. 1 | ・ 令和6年給与改定に伴う改正 |
| R7. 3. 21 | 第1号 | R. 7. 4. 1 (R6. 4. 1) | ・ 条例改正に伴う改正 |
| R7. 3. 31 | 第12号 | R7. 4. 1 | ・ 行政組織の改正に伴う改正 |

○ 職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|-----------------|
| R7. 3. 21 | 第3号 | R7. 4. 1 | ・ 条例改正に伴う改正 |
| R7. 3. 31 | 第13号 | R7. 4. 1 | ・ 行政組織の改正等に伴う改正 |

○ 級別職務分類に関する細則の一部改正

| 公布年月日 | 細則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|-----------------|
| R7. 3. 31 | 第1号 | R7. 4. 1 | ・ 行政組織の改正等に伴う改正 |

○ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|------------|------|------------------|-------------------|
| R6. 5. 31 | 第13号 | R6. 6. 1 | ・ 期末手当及び勤勉手当に係る改正 |
| R6. 11. 29 | 第17号 | R6. 12. 1 | ・ 期末手当及び勤勉手当に係る改正 |
| R7. 3. 28 | 第10号 | R7. 4. 1 | ・ 通勤手当及び勤勉手当に係る改正 |

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|------------|------|------------------|---|
| R6. 11. 29 | 第19号 | R6. 12. 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年給与改定に伴う改正 ・ 条例改正に伴う改正 ・ 条例改正に伴う改正 |
| R6. 12. 27 | 第20号 | R7. 4. 1 | |
| R7. 3. 28 | 第9号 | R7. 4. 1 | |

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|-------------------|--|
| R6. 7. 12 | 第15号 | 公布日 (R6. 1. 1) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正に伴う改正 ・ 条例改正に伴う改正 |
| R7. 3. 31 | 第16号 | R7. 4. 1 | |

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|---|
| R7. 3. 21 | 第8号 | R7. 4. 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正に伴う改正 |

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|---|
| R7. 3. 28 | 第11号 | R7. 4. 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正に伴う改正 |

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分についての審査請求の審査

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った事案は、継続案件1件であった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県関係

令和6年度中に取り扱った苦情相談は16件であった。

イ 受託団体関係

令和6年度中に取り扱った苦情相談は5件であった。

| | 区 分 | 県 関 係 | 受託団体関係 | 合 計 |
|------------------|-------------|-------|--------|-----|
| 件 数 | 前年度からの繰越し | | | |
| | 新 規 | 16 | 5 | 21 |
| | 計 | 16 | 5 | 21 |
| 相 談 区 分 | 任 用 | 4 | 1 | 5 |
| | ハ ラ ス メ ン ト | 3 | 1 | 4 |
| | 服 務 | | 1 | 1 |
| | 給 与 | 1 | | 1 |
| | 休 暇 | 2 | | |
| | 人 事 評 価 | | | |
| | そ の 他 | 6 | 2 | 10 |
| 計 | 16 | 5 | 21 | |
| 処 理 状 況 | 制度説明及び助言 | 8 | 3 | 11 |
| | 当局への伝達 | 5 | 1 | 6 |
| | あ っ せ ん | | | |
| | そ の 他 | 3 | 1 | 4 |
| | 計 | 16 | 5 | 21 |
| | 次年度に繰越 | | | |

※相談区分に1事案につき複数計上しているものがある場合は、件数及び処理状況の数値と一致しない。

※これらのほか、企業職員等(人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員)から8件の相談が

あった。

- (4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査
令和6年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県関係

令和6年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

| 登録番号 | 職員団体名 | 登録年月日 | 法人格取得 申出の有無 | 事務所所在地 | 令和6年度変更内容 (変更登録年月日) |
|------|---------------|------------|----------------|--------------------------|---|
| 1 | 島根県高等学校教職員組合 | S41. 9. 20 | 有 | 松江市母衣町55-2 島根県教育会館内 | 役員改選 (R6.4.8) |
| 2 | 島根県職員労働組合 | S41. 9. 20 | 有 | 松江市殿町1 島根県庁内 | 役員改選 (R6.10.17) 役員改選 (R7.3.18) |
| 3 | 島根県教職員組合 | S41. 9. 20 | 有 | 松江市母衣町55 島根県教育会館内 | |
| 7 | 島根県教職員協議会 | S55. 3. 26 | 無 | 出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内 | 役員改選 (R6.5.2) |
| 8 | 島根教職員組合 | H 2. 1. 26 | 有 | 松江市母衣町55-2 教育会館1F | 役員改選 (R7.3.18) |
| 9 | 島根県学校事務職員労働組合 | H 2. 5. 21 | 無 | 松江市浜乃木二丁目8 番20号 | 役員改選 (R6.4.17) |
| 56 | 島根県非常勤職員労働組合 | R 2. 7. 21 | 無 | 松江市殿町1番地 | 規約改正・役員改選 (R6.6.25) |

イ 受託団体関係

令和6年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

| 登録番号 | 職員団体名 | 登録年月日 | 法人格取得申出の有無 | 事務所所在地 | 令和6年度変更内容 (変更登録年月日) |
|------|-----------------|-------------|------------|--------------------------------|---|
| 16 | 西ノ島町職員組合 | S51. 5. 20 | 無 | 隠岐郡西ノ島町大字美田600-4 西ノ島町役場内 | 役員改選 (R6.5.15) 役員改選 (R6.11.26) |
| 18 | 知夫村職員組合 | S52. 10. 31 | 無 | 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内 | 役員改選 (R6.4.11) |
| 31 | 邑智郡総合事務組合職員労働組合 | H 7. 12. 20 | 無 | 邑智郡川本町大字川本332-15 邑智郡総合事務組合内 | 規約改正 (R6.7.22) 役員改選 (R7.2.25) |
| 33 | 海士町職員組合 | H 8. 7. 31 | 無 | 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内 | |
| 40 | 隠岐広域連合職員組合 | H11. 11. 18 | 無 | 隠岐郡隠岐の島町城北町355 隠岐広域連合立隠岐病院内 | |
| 45 | 隠岐の島町職員組合 | H17. 1. 7 | 無 | 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場内 | 役員改選 (R6.11.26) |
| 46 | 邑南町職員組合 | H17. 2. 22 | 無 | 邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内 | 役員改選 (R6.4.25) 役員改選 (R7.2.5) |
| 48 | 自治労飯南町職員組合 | H17. 4. 11 | 無 | 飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場旧赤名庁舎内 | 役員改選 (R7.1.24) |
| 49 | 川本町職員組合 | H17. 9. 30 | 無 | 邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場内 | 役員改選 (R7.1.30) |
| 51 | 自治労奥出雲町職員組合 | H17. 12. 5 | 無 | 仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内 | 役員改選 (R7.1.6) |
| 52 | 美郷町職員組合 | H19. 3. 30 | 無 | 邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内 | |

| | | | | | |
|----|-----------------|------------|---|---|-------------------|
| 53 | 津和野町職員組合 | H24. 7. 11 | 無 | 鹿足郡津和野町枕瀬218番地 18津和野町役場内 | |
| 54 | 吉賀町職員労働組合 | H25. 9. 11 | 無 | 鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内 | 役員改選 (R7.2.12) |
| 55 | 雲南市・飯南町事務組合職員組合 | H27. 10. 2 | 無 | 雲南市加茂町三代1331-1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内 | 役員改選 (R6.8.26) |

(2) 職員団体等の規約の認証

令和6年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、令和6年度末における認証状況は次のとおりである。

| 団 体 名 | 認証年月日 | 事務所所在地 |
|------------------|-------------|----------|
| 全日本自治団体労働組合島根県本部 | S54. 11. 29 | 松江市中原町14 |

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県関係

令和6年度中における管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の改正の状況は次のとおりである。

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|----------------|
| R6. 9. 30 | 第16号 | R6. 10. 1 | ・行政組織の改正等に伴う改正 |
| R7. 3. 31 | 第15号 | R7. 4. 1 | ・行政組織の改正等に伴う改正 |

イ 受託団体関係

令和6年度中における、島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第23号)の改正の状況は次のとおりである。

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|----------------|
| R6. 5. 14 | 第12号 | 公布日 | ・行政組織の改正等に伴う改正 |
| R6. 6. 7 | 第14号 | 公布日 | ・行政組織の改正等に伴う改正 |

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和6年度末における号別区分は次のとおりである。

○事業所

| 号別区分 | 事業所名 | 監督機関 |
|-----------|--|---------|
| 第1号 | 宍道湖流域下水道事務所 | 労働基準監督署 |
| 第3号 | 県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター | 労働基準監督署 |
| 第4号 | 出雲空港管理事務所 | 労働基準監督署 |
| 第6号 | 林業課(緑化センター管理スタッフ) | 労働基準監督署 |
| 第11号 | 水産技術センター附属漁業無線指導所 | 人事委員会 |
| 第12号 | 原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校 | 人事委員会 |
| 第13号 | 松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所(6) 隠岐保健所(島前地域危機管理担当・島前保健環境課) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8) | 労働基準監督署 |
| 区分されない事業所 | 知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁(県土整備局、保健所を除く) 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林水産振興センター(2) 農林水産振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局 | 人事委員会 |

○船 舶

| 号別区分 | 船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所） | 監督機関 |
|-----------|--|-------|
| 第12号 | 島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校） | 人事委員会 |
| 区分されない事業所 | せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署） | 人事委員会 |

【参考】労働基準法別表第1による事業

第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

第10号 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業

第12号 教育、研究又は調査の事業

第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和6年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ボイラーの設置状況

なし

○第一種圧力容器の設置状況

| 事業所名 | 種類 | 検査証番号 | 最高使用圧力 | 内容積 |
|----------------------|------------|-------|-----------------------|----------------------|
| 隠岐水産高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第106号 | 3.0kg/cm ² | 2.07 m ³ |
| 邇摩高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第76号 | 2.0kg/cm ² | 0.56 m ³ |
| 農林大学校 | 蒸煮器(横置円筒型) | 第86号 | 2.0kg/cm ² | 0.64 m ³ |
| 出雲農林高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第72号 | 2.0kg/cm ² | 0.58 m ³ |
| 出雲農林高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第105号 | 3.0kg/cm ² | 0.64 m ³ |
| 松江農林高校 | 蒸煮器(角横型) | 第102号 | 1.2kg/cm ² | 1.65 m ³ |
| 松江農林高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第103号 | 3.0kg/cm ² | 0.63 m ³ |
| 松江農林高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第104号 | 3.0kg/cm ² | 0.135 m ³ |
| 浜田水産高校 | 殺菌器 | 第114号 | 0.50MPa | 0.61 m ³ |
| 浜田水産高校 | 殺菌器 | 第115号 | 0.29MPa | 0.28 m ³ |
| 益田翔陽高校 | 滅菌器(角型) | 第98号 | 1.3kg/cm ² | 1.548 m ³ |
| 矢上高校 | 蒸煮器(円筒型) | 第101号 | 2.0kg/cm ² | 0.24 m ³ |
| 産業技術センター | 回転式蒸煮缶 | 第107号 | 0.098MPa | 0.313 m ³ |
| 産業技術センター | 高温調理殺菌装置 | 第108号 | 0.59MPa | 0.246 m ³ |
| 中山間地域研究センター | 加熱器 | 第111号 | 2.45MPa | 0.171 m ³ |
| 中山間地域研究センター | 加熱器 | 第112号 | 2.94MPa | 0.015 m ³ |
| 産業技術センター 浜田技術センター | オートクレーブ | 第116号 | 1.96MPa | 0.104 m ³ |
| 計 11事業所 | 17基 | | | |

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査(事業場調査)の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成 26 年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和6年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をする事業場のうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和6年11月から12月

○対象事業場 知事部局所管事業所 3事業所
教育委員会所管事業所 5事業所
警察所管事業所 1事業所

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

4 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和6年度中における状況は、次のとおりである。

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|----------------------------------|
| R7. 3. 21 | 第2号 | R7. 4. 1 | ・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能) |

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|----------------------------------|
| R7. 3. 21 | 第4号 | R7. 4. 1 | ・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能) |

○職員の勤務時間に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|---|
| R7. 3. 21 | 第6号 | R7. 4. 1 | ・時間外勤務免除の対象となる職員の範囲が小学校就学前の子を養育する職員に拡大されることに伴う関連条文の改正 |

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

| 公布年月日 | 規則番号 | 施行年月日 (適用年月日) | 改正の概要 |
|-----------|------|------------------|---|
| R7. 3. 21 | 第7号 | R7. 4. 1 | ・不妊治療のための休暇、妻の出産に伴う休暇、育児参加のための休暇及び短期の介護休暇について、6月以上の継続勤務の取得要件を廃止 ・子の看護休暇の取得事由を拡大(子の行事参加の場合等も取得可能)、私傷病休暇を有給化 |

(参 考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(令和7年4月1日現在)

| 氏 名 | 委員在任期間 | 左のうち委員長就任期間 |
|---------|---|---|
| 中 田 敏 哉 | S26. 6. 5 ～ S27. 3. 31 (1期) | S26. 6. 5 ～ S27. 3. 31 (1) |
| 新 宮 保 重 | S26. 6. 5 ～ S28. 6. 4 S28. 7. 1 ～ S30. 4. 19 (2期) | S27. 4. 1 ～ S28. 6. 4 (2) |
| 松 田 賢 吉 | S26. 6. 5 ～ S29. 6. 4 S29. 6. 5 ～ S31. 9. 30 (2期) | S28. 7. 6 ～ S29. 7. 7 (3) S30. 7. 7 ～ S31. 7. 6 (5) |
| 手 銭 白三郎 | S27. 4. 1 ～ S30. 6. 4 S30. 7. 6 ～ S34. 7. 5 (2期) | S29. 7. 8 ～ S30. 6. 4 (4) S32. 7. 5 ～ S33. 7. 14 (7) |
| 太 田 直 行 | S30. 5. 19 ～ S32. 6. 30 S32. 7. 1 ～ S36. 6. 30 (2期) | S31. 7. 7 ～ S32. 6. 30 (6) S34. 7. 15 ～ S35. 7. 20 (9) |
| 柳 幸 大 資 | S31. 10. 1 ～ S33. 6. 4 S33. 6. 25 ～ S37. 6. 24 (2期) | S33. 7. 15 ～ S34. 7. 14 (8) S36. 10. 1 ～ S37. 6. 24 (11) |
| 片 山 義 雄 | S34. 7. 8 ～ S36. 9. 30 (1期) | S35. 7. 21 ～ S36. 9. 30 (10) |
| 安 食 義 憲 | S36. 7. 1 ～ S39. 2. 1 (1期) | S37. 7. 19 ～ S38. 7. 25 (12) |
| 岩 田 維 保 | S36. 10. 1 ～ S38. 2. 3 (1期) | |
| 遠 藤 剛 一 | S37. 7. 14 ～ S41. 7. 13 (1期) | S38. 7. 26 ～ S41. 7. 13 (13) |
| 大 井 修 一 | S38. 2. 23 ～ S38. 7. 7 S38. 7. 8 ～ S41. 4. 7 (2期) | |
| 大 島 六次郎 | S39. 3. 1 ～ S40. 6. 30 S40. 7. 1 ～ S44. 6. 30 (3期) S44. 7. 1 ～ S46. 9. 29 | S41. 9. 1 ～ S44. 6. 30 (14) S44. 7. 4 ～ S46. 9. 29 (15) |
| 高 橋 定 一 | S41. 7. 1 ～ S42. 7. 7 S42. 7. 8 ～ S46. 7. 7 (3期) S46. 7. 10 ～ S50. 7. 9 | S46. 10. 13 ～ S50. 7. 9 (16) |
| 武 井 正 臣 | S41. 9. 1 ～ S45. 8. 31 (1期) | |
| 堀 江 珪 一 | S45. 10. 8 ～ S49. 10. 7 (1期) | |
| 山 田 政 治 | S46. 10. 1 ～ S48. 6. 30 S48. 7. 3 ～ S52. 7. 2 (2期) | |
| 三 代 良 信 | S49. 10. 9 ～ S53. 10. 8 (1期) | S50. 7. 14 ～ S53. 10. 8 (17) |
| 兼 折 博 | S50. 7. 10 ～ S54. 7. 9 (1期) | S53. 10. 11 ～ S54. 7. 9 (18) |
| 森 脇 孝 | S52. 7. 3 ～ S56. 7. 2 S58. 7. 26 ～ S62. 7. 25 (3期) S62. 7. 26 ～ S63. 5. 15 (死亡) | S54. 8. 1 ～ S56. 7. 2 (19) S61. 10. 13 ～ S62. 7. 25 (24) |
| 高 橋 正 夫 | S53. 10. 9 ～ S57. 10. 8 (1期) | S56. 7. 3 ～ S57. 10. 8 (20) |
| 北 川 泉 | S54. 7. 26 ～ S58. 7. 25 (1期) | S57. 10. 9 ～ S58. 7. 25 (21) |
| 田 江 武 彦 | S56. 7. 3 ～ S60. 7. 2 S60. 7. 5 ～ H1. 7. 4 (2期) | S58. 8. 2 ～ S60. 7. 2 (22) S62. 7. 28 ～ S63. 12. 22 (25) |

| 氏 名 | 委員在任期間 | 左のうち委員長就任期間 |
|--------|--|--|
| 脇坂才夫 | S57.10.9 ~ S61.10.8 (1期) | S60.7.5 ~ S61.10.8 (23) |
| 星野春雄 | S61.10.9 ~ H2.10.8 (1期) | S63.12.23 ~ H2.10.8 (26) |
| 中村寿夫 | S63.7.15 ~ H3.7.25 H3.7.26 ~ H7.7.25 H7.7.26 ~ H11.7.25 H11.7.26 ~ H15.7.25 (8期) H15.7.26 ~ H19.7.25 H19.7.26 ~ H23.7.25 H23.7.26 ~ H27.7.25 H27.7.26 ~ R元.7.25 | H2.10.8 ~ H3.7.25 (27) H3.7.29 ~ H4.2.20 (28) H6.10.31 ~ H7.10.3 (30) H10.8.4 ~ H13.3.31 (32) H14.10.25 ~ R元.7.25 (34) |
| 丸 磐 根 | H1.7.5 ~ H5.7.4 (1期) | |
| 長谷川博憲 | H2.10.9 ~ H6.10.8 (1期) | H4.2.21 ~ H6.10.8 (29) |
| 竹内宇右衛門 | H5.7.8 ~ H7.5.15 (1期) (死亡) | |
| 大澤亮三 | H6.10.11 ~ H10.10.10 (1期) | H7.10.4 ~ H10.8.3 (31) |
| 山本隆志 | H7.7.5 ~ H9.7.7 (2期) H9.7.8 ~ H13.7.7 | |
| 吉岡 瑩 | H10.10.11 ~ H14.10.10 (1期) | H13.4.1 ~ H14.10.10 (33) |
| 池淵功二 | H13.7.8 ~ H17.7.7 (1期) | |
| 後藤美利 | H14.10.11 ~ H18.10.10 (1期) | |
| 林 興 平 | H17.7.8 ~ H21.7.7 (1期) | |
| 清原茂治 | H18.10.11 ~ H22.10.10 (1期) | |
| 猪野郁子 | H21.7.8 ~ H25.7.7 (2期) H25.7.8 ~ H29.7.7 | |
| 永田伸二 | H22.10.11 ~ H26.10.10 (1期) | |
| 本間恵美子 | H26.10.11 ~ H30.10.10 (2期) H30.10.11 ~ R4.10.10 | R元.7.26 ~ R4.10.10 (35) |
| 長谷川真二 | H29.7.8 ~ R3.7.7 (1期) | |
| 丑久保和彦 | R元.7.26 ~ R5.7.25 (2期) R5.7.26 ~ 現在 | R4.10.11 ~ 現在 (36) |
| 中村光男 | R3.7.8 ~ 現在 | |
| 坂根千歳 | R4.10.11 ~ 現在 | |

2 委員会の構成

(令和7年4月1日現在)

| 職 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|------------------|--------|---------------------------|---------------------|
| 委員長 | 丑久保 和彦 | 令和5年7月26日～ 令和9年7月25日 | 弁護士 |
| 委員 (委員長職務代理者) | 中村 光男 | 令和3年7月8日～ 令和7年7月7日 | (元)島根県中小企業団体中央会専務理事 |
| 委員 | 坂根 千歳 | 令和4年10月11日～ 令和8年10月10日 | (元)県立学校長 |

3 事務局職員名簿

(令和7年4月1日現在)

| 職名 | 氏名 | 現所属発令年月日 |
|----------------------|-----------|----------|
| 事務局長 | 柳 樂 ひ と み | 令和6年4月1日 |
| 企画課長 | 栗 山 政 和 | 令和7年4月1日 |
| 課長補佐 (総務企画係長事務取扱) | 山 根 伸 司 | 令和7年4月1日 |
| 主任主事 | 別 所 泉 | 令和5年4月1日 |
| 課長補佐 (総務企画S) | 佐 々 木 昭 子 | 令和7年4月1日 |
| 任用係長 | 前 田 彩 子 | 令和5年4月1日 |
| 主任 | 勝 部 貴 大 | 令和7年4月1日 |
| 主任 | 縄 知 子 | 令和7年4月1日 |
| 主事 | 梅 智 史 | 令和6年4月1日 |
| 課長補佐 (給与係長事務取扱) | 平 川 靖 之 | 令和7年4月1日 |
| 主任 | 増 岡 由 衣 | 令和5年4月1日 |
| 主任主事 | 長 島 美 緒 | 令和7年4月1日 |
| 主事 | 平 野 知 史 | 令和7年4月1日 |

令和6年度人事委員会年次報告書

発行日 令和7年6月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町8番地